

平成30年第1回葛城市議会定例会会議録（第3日目）

1. 開会及び散会 平成30年3月8日 午前10時00分 開会
午後 4時36分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	杉本訓規	2番	梨本洪瑠
3番	吉村始	4番	奥本佳史
5番	松林謙司	6番	谷原一安
7番	内野悦子	8番	川村優子
9番	増田順弘	10番	岡本吉司
11番	西井覚	12番	藤井本浩
13番	吉村優子	14番	下村正樹
15番	西川弥三郎		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	松山善之
教育長	杉澤茂二	企画部長	飯島要介
企画部理事	岸本俊博	総務部長	安川誠
市民生活部長	松村昇道	市民生活部理事	木村喜哉
都市整備部長	増井良之	産業観光部長	池原博文
保健福祉部長	巽重人	教育部長	和田正彦
上下水道部長	西口昌治	会計管理者	下村喜代博
監査委員事務局長	吉田賢二		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中井孝明	書記	吉田賢二
書記	高松和弘	書記	山岡晋
書記	吉留瞳		

6. 会議録署名議員 10番 岡本吉司 11番 西井覚

7. 議事日程

日程第1 一般質問

開 会 午前10時00分

吉村議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより平成30年第1回葛城市議会定例会第3日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

初めに6番、谷原一安君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

6番、谷原一安君。

谷原議員 おはようございます。日本共産党の谷原一安でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問させていただきます。

私の方からは、3点ございます。1つは、道の駅かつらぎ建設事業におきまして起きました不正問題及びその再発防止についてでございます。2つ目は、国民健康保険事業の奈良県単位化に伴う問題についてであります。そして3つ目は、今、大変生活にお困りの方がふえております。所得の少ない方への支援策、この点について3つ目にご質問したいと思っております。

これ以降の発言につきましては、質問席にて一問一答方式にて行わせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

吉村議長 谷原君。

谷原議員 議長の許可を得ましたので、これから一般質問させていただきます。

最初に、道の駅かつらぎ建設事業の不正問題及び再発防止についてであります。

今定例議会初日の本会議におきまして、補正予算について質疑をさせていただきました。道の駅かつらぎ建設事業において1億6,457万円の国庫補助金返還金が計上されている問題についてであります。道の駅かつらぎ建設事業において、新たに1億6,000万円余りの支出をしなければならない、つまり市民が新たな負担をしなければならないという問題が発生しているでございます。このことは、新聞各社が報道いたしましたので、多くの市民の知るところとなっております。

なぜ、こうした1億6,000万円余りの支出が発生したのか本会議で質疑いたしました。それに基づいて更に質問いたします。国の補助金対象事業を含む道の駅かつらぎ建設事業において、計画変更があったため国の補助金返還ということが生じたということでもありますけれども、この計画変更について議会に補正予算など提案されて承認を受けたのかどうか、この点について原課にお伺いしたいと思います。

西川議員 議長、こんなん、事前審査にならへんのか。

吉村議長 事前審査にならない程度でお願いします。

西川議員 ならないってこんなん入ってるやんけ。

吉村議長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 おはようございます。都市整備部の増井でございます。よろしくお願ひいたします。

ただいまの谷原議員のご質問でございますが、この道の駅かつらぎ建設事業に係ります都市再生整備計画につきましては、平成24年当時の都市産業常任委員会におきまして、計画の提案説明を行っていたという経緯がございます。また、平成26年の総務建設常任委員会にて第1回変更計画の説明を行っていたという経緯がございます。ですから、計画につきましては議会に説明をさせていただいたというところでございますが、法的には事業計画についての議会の承認は必要ないものと考えておるところでございます。また、補正予算につきましては、各年度ごとに当初予算において計上させていただいておりますが、その後、諸事情により変更が生じた場合、その都度適宜上程をさせていただいて、説明をさせていただいた後、ご承認を賜っておるものと認識をしておるところでございます。

以上でございます。

西川議員 こんでええんか、総務建設常任委員会の下村委員長。これ総務建設常任委員会に付託されてあるねんで。

下村総務建設常任委員長 もう、その程度にしといてください。できたら。

吉村議長 暫時休憩します。

休 憩 午前10時05分

再 開 午前10時07分

吉村議長 休憩前に引き続き、会議を行います。

谷原君。

谷原議員 では、続きまして質問させていただきます。

今、ご答弁いただきましたけれども、もう少し詳しくお伺いいたします。と申しますのは、中身ではありません。例えば、この議会においてきちっと……。

西川議員 ルールを守れ。

谷原議員 すいません、とめてください。

吉村議長 続けてください。

谷原議員 私は、議会のあり方を問うためにこの問題を出しております。中身について総務建設常任委員会で審議されていくわけですから、それについて言おうとしてるわけではないので、これは明らかに、暴言であると私は指摘しておきます。

もう一度、都市整備部長にお伺いいたしますけれども、計画変更については、これについては最初の計画変更、これは報告したというふうにおっしゃいました。でも、最終的な計画変更について、これは委員会なりに報告されたのでしょうか、あるいは議会に報告されたのかどうか、これについてお伺いします。

吉村議長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 ただいまのご質問でございます。先ほど説明させていただきましたように、当初計画、第1回変更計画については、図面等で計画の説明をしていたという議事録もございません。

今回、最終的な変更につきましては、軽微な変更という捉え方をしておったと思いますので、実際に各委員会、各年度の委員会、それぞれにおいてどういう説明をしておったかとい

う経緯につきましては、ちょっとわからない部分がございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

吉村議長 谷原君。

谷原議員 これは論理的に考えて、既に計画変更について議会に諮られ、そしてそのことについて1億6,000万円もの変更があるわけですから、この点について既に議会なりあるいは委員会に伝わってれば、当然そこで審議され変更されて、今回の補正予算などということはありえないわけですし、今回補正予算で議会に1億6,000万円の国庫返還金が発生する、それについて提案されたということは、この計画変更が軽微でもなかったし、結局議会に報告もなかったから今回出ているというものだと私は考えております。

次に移りますけれども、これは、私は議会の審議のあり方に大きくかかわる問題だと思っております。つまり、市民に知らされることなく、今回初めて1億6,000万円もの国庫支出金ということで、これはもう単費で葛城市の負担になるわけでありますから、この1億6,000万円というのは大金であります。昨日もさまざまな要望について、予算を必要とするものはたくさん出ておりますけれども、単費で1億6,000万円、これ市民が負担することになるわけですから、これについてきちっと議会で事前に諮ることがなかったというのは、私はこれは本当に議会の議論を無視する、審議権、議決権を無視するものだと思います。補正予算で国庫補助金ということになりましたが、返還金となり、これは返還しなければいけません。ここで審議するとかどうこういう問題ではもうなくなっているわけであります。そういう意味でも、議会の審議権や議決権をまさに冒瀆する行為であるというふうに指摘しておきます。こうした手法がまかり通れば国庫補助金事業については過大に補助金を見積もって、途中で計画変更、計画変更を行って、そして事業をやった後で、いや実は国庫補助金の見通しが狂いましたと、多額の市民の負担をお願いしますということがまかり通れば、これはそもそも議案を提案し、審議するという土台が崩れるわけでありますから、この点については責任の所在を明らかにした上で、こんなことが二度とないようにはしていただきたいと思えます。

そこで、これはお願いということになりますが、質問という形をとらせていただきますけれども、先ほどから出ております、道の駅かつらぎ建設事業は総務建設常任委員会の所管でありますし、調査案件にもなっております。そこで、これから始まる総務建設常任委員会におきましては、現在の理事者側におかれまして当事者でないわけですが、これは前市長、前副市長さらに当時の理事者の方々が当事者なわけでありますけれども、理事者におかれましては、この点については市民にわかりやすく丁寧なご説明をしていただけるかどうか、質問してまいります。どうかお答えをお願いします。

吉村議長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 ただいまの谷原議員のご質問でございますが、この後の総務建設常任委員会の方におきまして、詳細に説明させていただきたいと思っておりますので、ご理解よろしくお祈りを申し上げます。

吉村議長 谷原君。

谷原議員 よろしく申し上げます。

さて、今回の補助金の不正受給の責任者は、今、申しました前市長と前副市長にあると思います。説明責任は本来その方たちにあると思うのでありますけれども、市民負担ということもあって市民の方々は、一体どうしてこんなことが起きたのかということをやっぱり説明を受けたいと思うのであります。道の駅かつらぎ建設事業におきましては、移転補償費に係る不正や架空の道路工事、あるいは新聞でもちょっと報道されましたけれども、こういう不正の問題、たくさん出てまいります。こうして次々と不正が明らかになっていくことは、本当に葛城市としても大変不名誉なことでもあります。まだ、我が党が調べてる点においても、まだ出てくるのです。いつまでもこういう問題を取り上げるということは、私は本当に葛城市にとってはよくないと思いますので、ここは一気にうみを出すということをしていただきたいと思うのであります。そのために、第三者委員会を設置すること、このことを、現在阿古市長は諮問機関として市政検討委員会を立ち上げておられますけれども、第三者委員会を立ち上げていただくことをどうかご検討願いたいと思うのでありますけれども、市長の方にご答弁申し上げます。

吉村議長 阿古市長。

阿古市長 議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、第三者委員会的なものというのは、実は市政検討委員会の中で消化することも模索したわけがございます。そのための委員構成といたしまして、会計士及び弁護士を含めた委員を選出させていただきました。その中で、まだ時間的なこともありますし、全ての案件について調査ができて、もしくは確認ができてという状態ではございませんが、随時、問題点があればその場でご指摘をいただきたいと思っております。

以上でございます。

吉村議長 谷原君。

谷原議員 ぜひ、検討していただきたいと思えます。

私は、議会の責任もあると思っております。議会としても、行政の不正を監視するというのは大きな柱でありますから、今後議会でも努力していくべき問題だということを申し上げておきます。

さて、次にボーリング調査の問題について、これは道の駅かつらぎ建設事業の不正問題におきまして、産業廃棄物が出てきたということからこの3,500万円の葛城市が払う必要のないさまざまな便宜を相手方に与えたということで、今回議会にも民事損害賠償の訴えについて議案が出ております。前市長、前副市長並びに関係の業者に民事損害賠償請求を行うという提案でありますけれども、私はこの3,500万円の不正支出のなぜそういうことをしたかということについて、我が党の白石栄一議員が住民監査請求の代表となりまして、監査請求をした監査結果、監査通知の中によりますとボーリングを柵の郷さんがされてその結果、葛城市がその後やったと、確かに出てきたと。そこで、その補償について7,000万円とか、いろいろ金額を相手方と交渉して、結果としてこういう形で便宜を図ったということが当事者の

言葉として、つまり前市長あるいは前副市長あるいは職員さんへの聞き取りを通じて、そういうことが述べられているわけでありますけれども、ご承知のように柵の郷の方から葛城市に訴えがありまして、いや産業廃棄物のことでそうしたんじゃないんだと、これは建物の移転にかかわる、2階建ての建物を移転先で1階建てにせなあかんということに対する補償であるというふうなことが新聞で報道されておりました。一体この産業廃棄物が出たのか出なかったのか、このことについて我が党も調べました。私は農業をやっておりますので、近隣土地に産業廃棄物まで言わなくても、ごみが大量にほかされたでとなったら、近所の人も言うてくれるし、常に畑に行ったらわかるわけでありますから、あそこであんなことになってると、噂になります。したがって、そういうことがあったのかどうかお聞きしても、そういうことがどうもないというふうなことの感触でしたので、この点についてどうかということをお調べしました。そうすると、本当にあったのかなということなんです。そこで都市整備部にお伺いしたいのですが、実際に柵の郷の移転先であるこの代替地を葛城市は本当にボーリング調査したのかどうか、このことについてお答え願います。

吉村議長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 ただいまのご質問でございます。

地質調査は実施をいたしております。

以上でございます。

吉村議長 谷原君。

谷原議員 地質調査は実施したということで、ボーリングを実施したというふうにはおっしゃられませんでした。私どもがその期間、これは平成27年11月でしたか、柵の郷がボーリング調査をしたと監査通知に載っております。ですからその後、葛城市がボーリングしたのであるということ、そのあたりの葛城市がやったボーリング調査の工事関係の書類を当たりましたが、これは中戸の地区だったと思います。この代替地は中戸地区なんです、ないんですね。あるのは八川地域と太田地域のボーリング調査であります。しかも、その1つの太田地区のボーリング調査の土壌分析、先ほどありました土壌の分析結果としてつけられている成果品が、実は2カ月以上も前、そのボーリング工事の2カ月以上も前の中戸の土壌分析の調査票、調査結果表がつけられていたわけでありまして。太田地区のボーリングをやって、その土壌分析は2カ月前の中戸の調査票がついているという、それで会計出金があればこれは大変な問題であると思っておりますけれども、そういう結果が出る。八川地区のボーリング調査については、普通ボーリングすれば抜き出したコアの写真とか工事の成果品等含めてあるわけですから、そういうものもついてないものが出てまいりました。この点については、真偽のほどはわかりません。私どもの調査以外、漏れてる文書もあるかと思っておりますので、これについては事実はどうなのか、これ架空工事の問題と同様のことが起きているのではないかという疑いもありますので、ぜひ市政検討委員会において、この点について調査していただくことを求めたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか、お答えをお願いします。

吉村議長 松山副市長。

松山副市長 今、お述べいただいた案件については、調査をさせていただきます。

以上です。

吉村議長 谷原君。

谷原議員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

私は本当に残念なんです。と申しますのは、この産業廃棄物のごみが出たということで、柗の郷さんに2,500万円の追加補償費、そして架空工事までやって、そして柗の郷さんが負担しなければならない移転建物取り壊しや、移転先の施設の整備を葛城市がやったわけです。その費用の捻出のために大勢の市の職員が言ってみれば、虚偽公文書、しかも有印ですよ。公文書の虚偽記載にかかわったわけでありまして。ところが、柗の郷さんは、いや、そんなとは関係ないよと。これ一体どういうことなのかと。私は、前市長、前副市長がどういうつもりでそういうことをやられたのか、これは職員、泣いても泣ききれませんよ。その結果、職員が有印公文書の偽造、作成ということで、告発までされるということになったわけでありましてから、この点については私は議会としても、前市長、前副市長を呼んで、百条委員会ですっかりと追及しないと、本当に私は職員が浮かばれないと思います。このことは、私の感想として述べさせていただきます。

さて、重要なことは二度とこういうことを起こさないということだろうと思います。その点で私が真っ先に疑問に思ったのは、監査は一体どうなっているのかという問題であります。こうした架空工事、3,500万円の架空工事、ボーリングの件もありますけれども、こういう工事案件がちゃんと監査されたのだろうか、監査しておれば当然不正は僕は見抜けたと思っているんですけども、そこでお伺いしたいんです。そもそも監査する文書の対象が、工事にかかわる全文書を監査しているのか、それとも会計支出にかかわるところだけ一部ですね、その一部の文書だけ監査しているのか、これ監査事務局の方にお伺いします。

吉村議長 吉田監査委員事務局長。

吉田監査委員事務局長 監査委員事務局、吉田です。よろしくお願いいたします。

監査の現況についてご質問いただいておりますので、監査委員事務局から答弁させていただきます。

監査の事務は毎月の例月出納検査や決算審査、定期監査等がありますが、工事等の支払い関係は、現金出納の検査及び公金の収納等の監査として、例月出納検査で伝票類や書類の検査をしているところです。検査の方法については、事前に会計課からあらかじめ提出された書類を事務局で確認し、内容については疑問があれば担当課に問い合わせをして、例月出納検査の当日に報告をさせていただくとともに、関係職員の説明を求め、監査委員の監査を受けます。監査書類につきましては、支出命令書には、請求書の添付、支出負担行為何書には、施行伺、開札録、契約伺、契約書、着工届、竣工届、竣工検査書、引き渡し書等の写しが添付されており、それらの書類には、設計図書や図面、現場写真等は含まれておりませんが、工事ごとに決められた検査員が、設計図書や図面、現場写真等を確認し、現場の検査をして、その結果の指摘事項の有無を記載している竣工検査書等により、適正に執行されたかを確認しております。

以上でございます。

吉村議長 谷原君。

谷原議員 この工事終わった、完成した、契約書どおりやられているかどうか、現地に職員が行って竣工検査書を発行すると、これが偽造されているわけですよ。有印公文書の虚偽記載をやっているわけですよ。それが監査の結果です。何でそういうことがわかるかいうたら、現地行ってみたらやってないわけです。工事写真もいがかげんなわけですよ。ところで、ちょっともう一度聞きますが、工事写真等はつけられているんでしょうか、監査について。

吉村議長 吉田監査委員事務局長。

吉田監査委員事務局長 監査委員事務局、吉田です。

先ほどご説明させていただいたように、例月出納検査で提出されておる書類、会計書類については現場写真等、設計図書等は添付されておりません。

以上でございます。

吉村議長 谷原君。

谷原議員 ですから、こういうことが起きたということなのであります。ただ実際には、そうした文書全てつけますと、監査事務がすごく大変になります。だから、本当に今の監査体制でできるかどうかという問題になってくると思います。そこで、再発防止策ということでもありますけれども、今、日本全国の地方自治体で不正が起きるということで、これは国としても対策をとるということで、改正地方自治法が可決されて平成32年に向けて、今、地方自治体内部の内部統制、いわゆるガバナンスを強化するという制度を平成32年から実施するようになっております。この改正地方自治法、さまざまな改正内容がありますけれども、このガバナンスの点についてどのようになっているかお伺いします。

吉村議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 企画部長の飯島でございます。

ただいまの谷原議員のご質問にお答えさせていただきます。まず、平成29年の地方自治法改正によりまして、平成32年4月以降地方公共団体における内部統制制度が導入されまして、これにより都道府県知事及び指定都市の市長は、内部統制に関する方針を定めこれに基づき必要な体制を整備することが義務化されます。本市につきましては、これについて努力義務が課せられる形となります。

以上でございます。

吉村議長 谷原君。

谷原議員 この改正地方自治法による内部統制の強化策、私も見ました。これはかなり立派なものであります。外部監査も含めてですね。公認会計士協会などはこれに向けて今研修を議員に向けていろいろやろうとしているところもあります。したがって、これはぜひ行っていただきたいとは思いますが、今、飯島部長がおっしゃたように、政令指定都市あるいは中核都市等はこれは義務づけられますけれども、葛城市のような一般都市は、これは努力義務でありますからしなくてもいいわけでもあります。しかし、私はここまで葛城市の汚名が全国に響いて、市民の方々、県外へ出られても、おまえのとこ何やというふうに言われて、こんな言われたと、恥ずかしい目をしておるわけでもありますから、ここは一気にう

みを出すとともに、この改正地方自治法の趣旨を本市の財政規模あるいは効率化ということを含めて、地方都市でもできる形で再発防止策をぜひ考えていただいて、そして、全国の地方都市の1つのモデルになる、葛城市あんなことあったけれども立派なガバナンス制度、内部統制制度をしっかりとつくって、そのおかげで全国の地方都市の不正が非常に少なくなったと言われるようなものをつくっていただきたいと思うのであります。そのことを要望いたしまして、次に道の駅問題について職員の綱紀粛正の問題について質問していきたいと思っております。

阿古市長は2月15日、葛城市の現職の職員では6名を、虚偽公文書作成などの理由で大和高田警察署に告発いたしました。架空工事に関係して工事竣工検査証には多くの職員が捺印しております。私は手元にその資料があります。つまり工事をしていないのに工事が確かに行われて完成したという虚偽の検査証に、実に多くの職員が捺印しておるわけでありまして、もし、市民がこの工事竣工検査証をもとに警察に告発しに行けば、全員がその罪状に問われることになるわけでありまして。ちなみに現在、国会でも公文書改ざんについて大問題になっております。したがって、国民に広く知られるようになりましてけれども、虚偽有印公文書作成罪は懲役1年以上、10年以下のものでありますし、大概これは発行して何らかの影響を行使しようということなので、同行使についても同じ量刑で累犯となりますから、大概懲役2年以上の刑罰が求められるわけでありまして。いきなり懲役刑です。罰金刑はありません。禁固刑でもありません。大変重い罪なのであります。なぜかといいますと、国の行政は公文書によって信頼性が担保されているわけですから、法律を遵守すべき公務員がこういう有印公文書を偽造するなどということは、とんでもない非行であるわけでありまして。即懲戒免職に値する行為であります。また、ほかにもこの間いろいろ調べますと、今国会で問題になっておりますいわゆる改ざん文書、公文書の改ざんも出てきます。回議書に全部判こが押してある。市長印まで押してるのに日付とかを訂正印一つで変える。本来だったら、全部回議書をつくり直して、もう一度その訂正文書と一緒に全て印鑑をもらいに歩かなかつたらだめですよ。そんな文書まで出てくる。これはもう改ざんですから、これ持っていけば当然罪ですよ。そういうことがたくさん行われているわけでありましてね。

さて、こうした公務員の在職中の犯罪について、退職後に刑が確定した場合、受け取った退職金、これ返還させることが可能でありますか。あるいは、刑が確定するということが予想される場合、支払いの停止をすること、一時猶予をすることは可能でありますか。この点についてお聞きします。

吉村議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 企画部長の飯島でございます。

ただいまの谷原議員のご質問にお答えさせていただきます。退職職員の処遇に係るものですので、若干丁寧にご説明させていただきます。

まず、退職後に刑が確定した職員に対する対応でございますが、奈良県市町村総合事務組合退職手当支給条例第17条第1号に基づきまして、退職した職員が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し、禁固以上の刑に処された旨の報告を本市から行った場合でございます

が、退職した職員が占めていた職の職務及び責任、退職した職員の勤務の状況、退職した職員が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職した者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度、当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響、退職した職員の生計の状況を勘案いたしまして、当該退職に係る奈良県市町村総合事務組合の管理者は、当該一般の退職手当等の額全部または一部の返納を命ずることができるとございます。

また、職員に刑が確定することが予想される場合であるが、同条例の第15条第2項に、退職手当の支払いの差しとめに係る規定もございます。こちらの規定によりますと、退職した職員に対し、まだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合におきまして、退職した職員が、1つ目として、当該退職をした職員の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関しまして、その者が逮捕されたとき、または本市がその者から聴取した事項もしくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったとき、2つ目といたしまして、当該退職した職員につきまして当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に、当該退職をした職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったときのいずれかに該当するとの報告を本市から行いまして、かつ奈良県市町村総合事務組合の管理者がその者に対し、一般の退職手当等の額を支払うことが、公務に対する信頼を確保する上で支障が生ずると認めるときは、当該管理者は当該退職した職員に対しまして、当該一般の退職手当等の額の支払いを差しとめる処分を行うことができるとございます。

なお、奈良県市町村総合事務組合の管理者は、まず1つ目として、当該退職をした職員に対する支払い差しとめ処分の理由となった起訴または行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合、2つ目といたしまして、当該退職した職員について、当該支払い差しとめ処分の理由となった起訴または行為に係る刑事事件につきまして、禁固以上の刑もしくは無罪以外の判決が確定した場合、または控訴を提起しない処分があった場合であって、当該一般の退職手当等の全部または一部を支給しないこととする処分を受けることなく当該判決が確定した日、または当該控訴を提起しない処分があった日から6カ月を経過した場合、3つ目といたしまして、当該退職をした職員につきまして、そのものの基礎在職期間中に係る行為に係る刑事事件に関して起訴されることなく、かつ当該一般の退職手当等の全部または一部を支給しないこととする処分を受けることなく、当該支払い差しとめ処分を受けた日から1年を経過した場合、それぞれにつきましてその旨の報告が本市からあった場合につきましては、速やかに当該支払い差しとめ処分を取り消さなければならないとされてございます。ただし、先ほどの3つ目に申し上げました場合、つまり当該退職をした職員についてその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して起訴されることなく、かつ当該一般の退職手当等の全部または一部を支給しないこととする処分を受けることなく、当該支払い差しとめ処分を受けた日から1年を経過する場合であって、当該支払い差しとめ処分を受けている職員が、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、そ

の他これを取り消すことが支払い差しとめ処分の目的に明らかに反すると奈良県市町村総合事務組合の管理者が認めるときは、この限りではないと規定がございます。

以上でございます。

吉村議長 谷原君。

谷原議員 これはもう大変大事なことですので、丁寧にお答えいただきました。

私は長いこと、教育公務員をやっておりましたので、この10年間、この退職金問題、そして公務員の非行と退職金問題、非常に国民の厳しい批判を受けてこういう制度が出てきました。

つまり、禁固以上だと退職金をもらったとしても在職中の刑について禁固以上確定すると、これは戻さなあかん。または一部戻さなあかん。あるいは在職中犯した罪について刑が問われていると、そのことについて予想される場合は、一時差しとめということで、幾つか細かい規定があるということでもあります。私は、本会議の初日にこの補正予算の中に退職者が今年新たに予定されている方が補正で出ておりましたので。聞きましたら、自己都合の退職者もおられるようです。万が一、こうした方の中に告発された方がいらっしゃいましたら、これはぜひ一時差しとめをしていただきたいと、そういうふうな退職手当組合の方にも報告していただきたいと。これ、もしやれば私は阿古市長が非常に厳しい市民からの批判を受けると思いますので、私の方からぜひそのことはお願いしておきます。

私は、12月の議会で地方公務員法第32条を引用しました。これは、公務員というのは、法令を遵守する義務と上司の命令に忠実に従う義務があるということを描いて、上司が不正を命令したときに、非常に職員は困難な立場に置かれると。不正をよしとせず、早期退職するか、生活のために従うかということでもあります。私は、前市長、前副市長にぜひ、ここはなぜこういうことを道の駅かつらぎ建設事業でしたのかということ証言していただかないと、今ある有印公文書改ざんの虚偽作成の書類1枚ではわかりませんよ、職員のことが。情状酌量の余地ありませんよ、その書類1枚では。私は、この責任者にしっかりと説明していただかないと、本当にそのもとで仕事をなさった職員が浮かばれないと思います。ましてや、1億6,000万円、さらに私は本会議で質問しました、これで終わりかと。いや、まだこれから会計検査院の検査が入りますと、県の調査もありますと。まだふえるわけですよ。これ、市民が納得しますか、こういう多額な負担。ただでさえ道の駅については、当初予算10億円が出てきた予算18億円始まって、計画変更、計画変更。しまいには本体で23億円ですか、周辺事業も入れて33億円使ったわけでありまして。事業終わって1年たっています。ここでまだ市民はこういうお金を負担させられるんですか。これ、責任者出てこいということじゃないですか。私は、議会として百条委員会は当然だと思います。前回、旧町未処理金の1億8,000万円弱ですか、百条委員会立ち上げました。これ議会の公正な議会運営、公平な議会運営から照らして、こちらの方がはるかに問題は大きいですよ。これで百条委員会を立ち上げないと、私、議会として責任を果たせないと思います。これは意見として申し述べておきます。

時間が残り少なくなりました。以上で道の駅かつらぎ建設問題、不正問題、再発防止につ

いての一般質問を終わらせていただきます。

さて、2つ目の国保県単位化の問題であります。これは、大変市民の皆様には負担をかける問題であります。新聞等でも報道されて、市民の方々からも大きな関心が寄せられております。私は12月議会でもこの問題を取り上げましたけれども、そのときはまだ案の段階で、確定値も示されておりました。

そこで、質問いたします。葛城市の国保税はこの奈良県の国保事業の県単位化において、最終的に1人当たり平均どのくらいの国保税の引き上げになることになっておりますか。ご答弁お願いいたします。

吉村議長 松村市民生活部長。

松村市民生活部長 市民生活部長の松村でございます。どうぞよろしく申し上げます。

谷原議員の質問でございますけれども、最近新聞でも公表されております県単位化に向けてございましたけれども、平成28年度の1人当たりの保険税という形での公表でございました。葛城市では7万887円ということでございましたけれども、平成29年度、年度途中でございますけれども、2月末日で算出しますと平成29年度は7万586円ということになります。平成29年度の加入されております皆様の所得で県が示しております形でシミュレーションを行いました。7万9,148円となり、平成30年度のシミュレーション結果でございまして、13.2%の引き上げとなります。

以上でございます。

吉村議長 谷原君。

谷原議員 13%余りの値上げということですが、これは、初年度の値上げということにして、実際これから6年かけて県が求める水準に上げていくわけですから、毎年これから6年間、この13%上がったその上に更にまた毎年上がっていくわけです。最終的な県の水準に求められて、県はそれで公平な奈良県下統一した保険税水準に各市町村なるということになると思うんですけども、これまで葛城市は市内に病院がないなど医療サービス水準が低いこともあって、国保加入者の1人当たりの支出する医療費は、県下でも市の段階としては下の方でした。そのために、国保税が低く抑えられてきたという経緯があります。ここでお尋ねしますけれども、今回の奈良県の方針では、こうした医療の提供されている水準の差で市町村の国保税が水準が低くなっている例があるわけですが、こうした葛城市の事情は認められているのでしょうか。

吉村議長 松村市民生活部長。

松村市民生活部長 市民生活部長の松村でございます。

ただいまのご質問でございます。県一につきましては、奈良県については今回の制度改正から前に奈良モデルとして国保運営の広域化の検討を市町村とともに重ねてきたわけでございます。課題といたしましては、医療費の水準による保険料の負担の差、被保険者の年齢構成や規模による収納率の差というのが問題になってきたわけでございます。今回の方針によりまして、医療給付費に市町村ごとの地域差は見られるものの、医療費の地域差と病床数や医師数との間に、高い相関が指摘されるわけでございます。市町村の保健事業による医療費

適正化の効果は、わずかであることがこの方針の中でも明らかになっております。県が医師確保を含む地域医療の提供整備の責任として、県民の受益である地域医療の提供の水準について均てん化を図ることを前提として、市町村ごとの医療費の水準を今回反映されないということになっております。

以上でございます。

吉村議長 この国保については、付託案件ですので事前審査にならない程度に気をつけてください。

谷原議員 わかりました。

吉村議長 谷原君。

谷原議員 私は、厚生文教常任委員会に所属しておりますので、この点についてはしっかりとその委員会の中でも質問してまいりたいと思います。私は今、県の責任ということがありました。これについては、葛城市には病院がないなど大勢の市民の方からご意見をいただいておりますので、やはり今回県がそういう医療水準について、均てん化を図る責任を有しているということを方針で明らかにしていますので、ぜひこのことで今後とも県の方に、理事者側におかれましては葛城市の医療水準を引き上げるべく、努力していただきたいわけであります。

さて、この葛城市での国保税ですけれども12市の中で最も低い国保税でありました。これは、合併以来歴代の市長及び先輩議員のご尽力によって、市財政から法定外繰り入れという形で抑えてきたわけであります。これについては、今回の方針ではどうなっているのでしょうか。

吉村議長 松村市民生活部長。

松村市民生活部長 市民生活部長の松村でございます。

ただいまの質問でございますけれども、葛城市におきましては平成18年度以降これまで保険給付に見合う税率改正を行わずに、保険料の負担軽減を目的として一般会計から繰り入れを行うなど独自の措置をとってきました。県単位化の奈良県の方針といたしましては、保険税上昇抑制のための一般会計からの繰り入れは認められてはいません。平成30年度の県内同一の保険料に向けて、県内市町村が足並みをそろえて赤字解消のための繰り入れを解消するなど、保険料の急激な負担増を抑えるために激変緩和措置の対象とされることとなりました。被保険者の負担が急激にならないよう計画的、段階的に保険料率の改定が行うことができるような対策をとられているのが現状でございます。

吉村議長 谷原君。

谷原議員 葛城市が行われてきた法定外繰り入れは、もう認められないということで、結果として大変大きな引き上げを市民に求めることとなります。私たちはこの間、一貫して反対してまいりました。この件については、再度厚生文教常任委員会で、細かいところでまた質疑させていただきたいと思っております。

さて、今回の国保の引き上げについてですけれども、子育て世帯に大変厳しい賦課基準というふうになってきております。要は、資産割がなくなって所得割がふえると。私は子育ての支援ということで、次の質問ともかかわることありますから、お願いしますけれども、やはり、独自に減免措置を子育て世帯にとっていただけないかなということを厚生文教常任

委員会でも議論させていただこうと思います。と申しますのは、国保税というのは、社会保険と違いまして、社会保険の場合は所得の発生する要は世帯主の方が子どもさんが何人おっても変わりません、社会保険料は扶養家族に対しては。ところが、国保税はお子さん1人当たり均等割という形でお金がかかってまいります。だから、2人、3人と子どもさんが多いところほど国保税は高くなるんですね。そこで、これは全国の都道府県あるいは、市町村でも意見書を上げているようですし、葛城市でもぜひ機会があれば私も上げたいと思うんですが、子どもの均等割を免除するというをやってほしいと、国の方にもね。また、実際やってる市町村あります。こういうこと1つとっても子育て支援ということになるわけありますから、この点についてもちょっと今後、議論していきたいと思います。

さて、次に3番目に移ります。今、大変家計が苦しい方、生活が困窮されている方がふえております。1つは、高齢者の方です。2人だと、年金で生活できるけどどちらか1人になるととてもじゃないけど年金で生活できないと、貯金が底をついたという高齢者の方もふえてきております。一方で、子育て世帯も大変今雇用が派遣労働とか、非常に不安定雇用ということもありまして、厳しい生活を余儀なくされている方がたくさんおられます。そこで、こうした問題について国の方も子どもの貧困対策を解消するための大綱をつくりまして、言ってみれば国を挙げてやはり子どもの貧困解消をやっていかなあかんということになっております。相対的貧困家庭で育てられているおさんは、7人に1人の割合になります。しかし、子どもは生まれてくる家庭を選ぶことはできません。家庭環境、学習環境が学習意欲に大きな影響を与えるということは、これは教育学でも明らかになっております。今、日本の社会は人口減少とか、社会的停滞に見舞われておりますけれども、これを打ち破るのはやっぱり未来に賭けるしかない。全ての子どもたちの教育力を高めていく、そのために今、社会的貧困が広がる中で全ての子どもたちにやっぱり恵まれた教育環境を与えようというのは、国全体の方針になってきていると思います。そこで、就学援助について主に絞って質問してまいります。

就学援助というのは、生活保護家庭のお子さんに対しても行われておりますし、それに準ずる生活困窮の家庭に対しても、準要保護家庭ということでされておるわけですが、どのような援助が就学援助ではなされているのでしょうか、お伺いします。

吉村議長 和田教育部長。

和田教育部長 教育部長の和田でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまご質問の就学援助、具体的にどのような援助がなされているかというご質問でございますが、まず、就学援助費としての内容でございますが、小学校におきましては新入学児童生徒用品費が4万600円でございます。また、1学期から3学期の学用品費の合計1万1,420円、ちなみに1学期が4,200円、2学期4,200円、3学期が3,020円でございます。また、4月から3月までの給食費4万2,900円、通学用品費これが2,230円、また日本スポーツ振興センター災害共済掛金が年額460円でございます。それ以外に、遠足、修学旅行を実施し、費用を要した学年の児童に対して校外活動費、遠足の場合上限1,570円、または校外活動費、宿泊を伴うものでございますが宿泊上限3,620円、ただし年1回のみでございます。また、

修学旅行費上限2万1,490円、これを援助させていただいております。

また、中学校におきましては新入学児童生徒学用品費4万7,400円、また1学期から3学期の学用品費の合計2万2,320円、これは1学期が8,500円、2学期が8,500円、3学期が5,320円でございます。また、4月から3月までの給食費4万5,100円、それから通学用品費2,230円、日本スポーツ振興センター災害共済掛金が年額460円でございます。それ以外に、遠足、修学旅行を実施し費用を要した学年の生徒に対して校外活動費、遠足の上限2,270円でございます。または、校外活動費、宿泊の方でございますが宿泊の上限が6,100円、ただし年1回のみでございます。そのほか、修学旅行費これが上限5万7,590円、また体育実技用具費でございますが、これが実施しておる学校のみでございますが、現在柔道着の分として4,800円、こういったものを生徒の方に援助させていただいております。

以上でございます。

吉村議長 谷原君。

谷原議員 葛城市は金額においては、他市と比べて非常に高い水準で援助されて努力されていると思います。

今、奈良県では生活保護児童生徒数は1,542名、これは平成27年の調査ですけれども、準要保護生徒児童数は1万1,056人ということで、生活保護を受けられている方は少ないんですけども、生活保護水準にある若い家庭は非常に多いわけでありまして。これは、車を持っていると生活保護を受けられませんので、準要保護家庭の方の補助が1万人を超えて奈良県でもおられるわけです。この点については、文部科学省が就学援助ポータルサイトというのをホームページに設けまして、ポータルというのは入り口ということでありましてけれども、この就学援助をとにかく国の方針として、これは閣議決定されたものでありますけれども、このポータルサイトを設けることも、全国の全ての市町村のこの就学援助の実態を毎年一覧表にして公表しております。私はそれを見ておるわけでありましてけれども、葛城市の先ほどの金額については非常にいいんですけども、その他の指標、文部科学省は今3つ示しておりますけれども、1つが就学援助を受けることができる家庭の所得基準の設け方、これ葛城市、非常によくありません。2つ目は就学援助の周知の方法、この制度が知られなかったら利用できないわけでありまして。それから、3つ目については、これは昨日ある党の議員が入学前に入学準備金を支給してくださいと、これも長年国会でも問題になっている話ですというふうなことで議論されました。この3つ、この就学援助について今文部科学省は力を入れているところなのであります。時間も迫ってまいりましたから、1つだけ余りお金のかからない問題、周知の問題について、これから新学期が始まるわけでありまして、この点について、周知の方法、これをぜひ広げていただきたい。文部科学省が示すところはたくさんありまして、入学時に説明し申請書を配る、それから進級のたびに、学年が変わるたびに、新学期の新しいクラスでこれをお配りする、あるいは市の広報に載せる、市のホームページに載せる、あるいは先生方に毎年就学援助費についての説明を行う、そういう指標をもってこの市町村はやってる、やってないとやってるわけでありまして。ラスパイレス指数なんかでありましたけれども、国の方針の貫徹のあり方で、この指標を出してオープンにすると、そうすればそ

の指標の方に改善していくというやり方だと思うんですけども、この就学援助の周知の方法について、今、葛城市がどのようになっているか、また改善する余地があるのか、この点についてお伺いします。

吉村議長 和田教育部長。

和田教育部長 就学援助費の周知方法、現在どうやっているかというご質問でございますが、まず市内各小・中学校に対しまして、書面で周知するとともに入学される児童生徒の保護者に、各学校を通じて就学援助制度の書類配付をし、また毎年進級時にも書類を配付しております。それ以外に、県教育委員会を通じ県立の中学校にも周知しているところでございます。また、葛城市のホームページについても掲載をしているところでございます。今後、こういった周知方法どうやってやっていくかというご質問でございますが、先ほど申されました文部科学省で公表されている周知方法でございますが、先ほど申しましたように、4種類の周知方法を現在実施しているところでございます。それ以外の周知方法、例えば広報誌への掲載、保護者向けの説明会など、そういったこともそちらのホームページの方には記載されております。そういったことを今後検討してまいりたいと考えているところでございます。あわせて、ホームページの内容についても内容を充実させてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

吉村議長 谷原君。

谷原議員 できるだけホームページには、葛城市がこれだけのことをやっているというのを正確に載せていただいたらありがたいと思います。全国の人、結構見ますので、他市町村も。よろしくお願ひしたいと思うわけでありませう。

今年、介護保険料の3年に1回の改定の年であります。今議会でもこの介護保険料の引き上げの案が出ております。国保税の引き上げも予定されていると。大変生活が厳しい中で国全体として、社会保険、国民の医療を支えていく上で必要だというご意見もあろうかと思ひますけれども、市民の生活は大変厳しい状況がございます。とりわけ、子どもの環境をよくするために今後とも子どもの貧困対策、これは重複的かというと、教育委員会だけでなく社会福祉課等ご努力もされていると思ひますけれども、そういう重複的にこうした子育て家庭を支援していただくことを求めまして、私の一般質問終えさせていただきます。ありがとうございました。

吉村議長 谷原一安君の発言を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時01分

再 開 午前11時04分

吉村議長 休憩前に引き続き、会議を行います。

次に1番、杉本訓規君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

1番、杉本訓規君。

杉本議員 皆様、改めましてこんにちは。議長のお許しを得ましたので、1番、日本維新の会杉本訓

規より一般質問させていただきます。

前回は申し上げましたが、市民の皆様に軸足を置いた是々非々の立場でしっかりと頑張っ
てまいりたいと思います。まだ2回目の一般質問で少し緊張気味ではございますが、ふなれ
な点等あると思いますが、寛大な心でお聞きいただきたいと思います。よろしくお願いた
します。

私からは2点ございます。1点目は認定こども園についてでございます。2点目は近鉄尺
土駅前広場について質問させていただきます。

なお、これより先は質問席にて質問させていただきます。よろしくお願ひします。

吉村議長 杉本君。

杉本議員 よろしくお願ひいたします。

まずは、認定こども園について質問させていただきます。

認定こども園とは、教育、保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方のよ
さをあわせ持っている施設です。文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の整
備及び運営に関する基準を参酌して定めるとあります。よい点でいえば、保護者の就労の有
無にかかわらず同じ施設に子どもを預けることができる。保育所型でも学校教育法に基づく
教育を受けられ、幼稚園型でも長時間保育を受けられるので、施設の選択肢がふえる。子ど
もたちが通園していない家庭でも育児相談等の子育て支援が受けられるなどがあります。全
国的には、2014年から2015年にかけては増加してまいりましたが、現在では若干減少傾向に
あると言われております。しかしながら、葛城市全体では子どもたちも増加傾向にあり、耐
震工事等を控えた施設も残っており、将来的な考えとして、そして幼保一元化の観点からも
幼稚園と保育所の両方のよさをあわせ持っている認定こども園設立を提案させていただきます。

そこでお聞きしたいんですけども、まずは近隣市の認定こども園の状況についてお聞かせ
ください。

吉村議長 巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 保健福祉部長の巽でございます。

ただいまの杉本議員からのご質問でございますが、近隣市の認定こども園の設置状況とい
うことで、私の方から大和高田市、香芝市、橿原市の状況ということでご説明させていた
だきたいと思ひます。

まず大和高田市でございますが、就学前の幼保施設の老朽化や少子化に伴う就学前の子ど
もが減少する中、小学校校区に限定した考え方を取り除き、幼稚園、保育所を再構築するた
めに、大和高田市では高田こども園と、それと土庫こども園の2カ所を設置されました。幼
稚園機能と保育所機能両方を持ちあわせる単一の施設としての幼保連携型で実施されてお
ります。高田こども園につきましては、高田保育所、高田幼稚園を統合した形で、高田保育所
跡地に認定こども園を新たに建築されました。また、土庫こども園は、土庫保育所、土庫北
保育所、土庫幼稚園を統合した形で新たな場所に建設されております。一方香芝市では、待
機児童の解消ということで3歳から5歳までの保育所児童の受け皿として、認定こども園下

田幼稚園と、認定こども園鎌田幼稚園の2カ所を設置され、保育が必要な子どものための保育所的な機能を備えている幼稚園型で実施されています。いずれも既存の幼稚園を活用して、従来の幼稚園に保育認定の子どもを受け入れ、保育をしておるという状況でございます。また、橿原市では幼稚園児の減少と、保育所児童の増加の傾向が見られたことから、既存の公立の保育所5園それと幼稚園5園を、認定こども園という形ではなく、橿原市独自でこども園として設置され、分園方式とそれから一体方式として実施されています。まず、分園方式は、0歳から3歳児が保育所に通園し保育を受け、4歳5歳児が幼稚園にて保育を受けるとい、年齢により場所を分けて保育する方式で、現在3園ございます。また、一体方式は、幼稚園と保育園を一体化し、保育所へ幼稚園に在籍していた子どもも通園し、0歳児から5歳児までを既存する保育所で保育している方式で、現在2園ございます。

以上でございます。

吉村議長 杉本君。

杉本議員 近隣市では、既に認定こども園は前向きに検討されているみたいなので、それでは、その近隣市、大和高田市、香芝市、橿原市で認定こども園を設置されてその後、デメリットやメリットについてどういう声が上がっているのか教えていただきたいです。よろしく願います。

吉村議長 巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 保健福祉部長の巽でございます。

近隣市の声でございますが、認定こども園を設置した自治体にいろいろお聞きしましたが、あくまで我々の立場では行政側の意見ということで、その聞いたメリッ的なものとしていろいろ聞きましたが、そもそも市の状況により、例えば待機児童の解消であったり、施設整備の1つの手段であったりということがありますが、実際に細かい面で運営面的な面では、例えば今までだったら仕事をされていて保育所に入れているが、仕事を途中でやめた場合は普通であれば保育所をやめないと、というようなことが起こってくるわけでございますが、3歳以上の方、つまり幼稚園の対象年齢の児童であれば子どもさんをそのまま幼稚園の対象児童として継続して認定こども園に在園することができる、また、その逆も可能であるというようなことをメリットとして聞いております。また、幼稚園の就園状況が少なくなったので、保育所機能を持つこども園に移行したところ、需要と供給がうまくマッチして入園する子どもがふえたというようなメリットがあるというふうに聞いております。また、反面デメリットとして、やはり所管が文部科学省と厚生労働省ということで、書類作成等にそれぞれにつくらなければいけないというような二重の手間がかかるというようなことを聞いております。また、もともと幼稚園職員と保育所職員が仕事を一緒にすることになりますので、今まで職員間の交流がなかったというようなことで、職員同士の保育についての考え方がうまくいかないというような難点もあったというふうに聞いております。あくまで、行政側から見た意見であり、その市町村事情による部分もあるとは考えております。

以上でございます。

吉村議長 杉本君。

杉本議員 いろいろな声があると思うんですけども、それでは、仮にですけれどもこの葛城市に認定こども園を新設する場合、補助金の条件などあればお聞かせください。

吉村議長 巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 保健福祉部長の巽でございます。

ただいまの補助金ということで、新設した場合の補助金ということでございます。

公立の認定こども園の施設整備に対する補助金としましては、文部科学省所管の学校施設環境改善交付金が該当する可能性があるかなというふうに考えております。ただし、その場合でもあくまで幼稚園部分のみが補助対象となり、保育所部分は除かれるということでございます。補助率はいろんな算定基準があるんですけども、その基準額の3分の1ということになります。また、厚生労働省所管の補助金につきましては、残念ながら現在はございません。

以上でございます。

吉村議長 杉本君。

杉本議員 それでは、先ほどの近隣市の場合でいいんですけども、新たに設置された施設設置工事に対する補助額とかそういうのはどうやったんでしょうか、お聞かせください。

吉村議長 巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 保健福祉部長の巽でございます。

近隣市における実際の補助金はどうであったかというご質問でございます。

先ほど説明させていただきましたように、今、該当するのが新設された場合ということで、先ほどの事例では大和高田市が該当するかなというふうに思います。一応、大和高田市の方にも聞いたわけですが、先ほど2カ所あると申し上げましたが、高田こども園につきましては、残念ながら現在もう制度がなくなってしまうんですけどもその当時、安全・安心な学校づくり交付金というものがございまして、これは国庫3分の1の補助金でございまして、幼稚園機能の部分のみ4,000万円程度の補助金を受けられたということでございます。それと、もう一つの土庫こども園、これが先ほど補助金がないかという質問の中でお答えさせていただいた学校施設環境改善交付金、これにつきましては、国庫の補助金でございまして、補助率3分の1で2,500万円程度の補助金を受けられたというふうに聞いております。

以上でございます。

吉村議長 杉本君。

杉本議員 補助は期待できないといったところですかね。

それでは、今の点を踏まえて、この認定こども園に対する福祉部局、教育委員会双方のご意見を頂戴したいと思います。よろしく申し上げます。

吉村議長 巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 保健福祉部長の巽でございます。

双方のご意見ということで、まず、保健福祉部長としての立場で考え方を述べさせていただきたいと思っております。

現在、市内の保育所につきましては公立では磐城第一保育所、磐城第二保育所、當麻第一保育所の3カ所あります。また、民間では浄正院保育園、また華表保育園、はじかみ保育園の3カ所で、それぞれ保育を実施しています。一方、幼稚園では小学校区ごとにそれぞれ附属幼稚園が存在している状況でございます。また、その中でも旧新庄町エリアというエリアの中では保育所が全て民間でございます。また、幼稚園が公立でございます。旧當麻町エリアが保育所、幼稚園とも公立というふうには存在しております。さらに、磐城小学校の附属幼稚園の建替え計画ということで、既に議会でも議論いただいているというような状況でございます。そういうことを理解していただいた中で、まず保育所運営の現状を申し上げますと、保護者の就労状況、また核家族化、それらによって年々保育所に入所される児童がふえてきているという状況にあります。現在のところ、幸い待機児童はいませんが必ず希望される保育所に入っていない場合も一部あるのが現状でございます。また、施設面で申し上げますと、公立保育所では磐城第二保育所が、既に定員を増やした形で建替えが済みしております。残る磐城第一保育所、當麻第一保育所ですが、更に児童福祉施設ということで當麻児童館も含めて、まだ耐震診断を行っていないような状況で、今後古い施設から順に耐震診断を進めてまいりたいと考えている状況でございます。今、ご質問いただいております認定こども園というこれについての考え方でございますが、他市の状況ということで先ほどわかる範囲でご説明させていただきましたが、それぞれの自治体の状況によりその必要性、またその手法でございますが、幼保連携型であったり幼稚園型であったりといういろいろその方針も自治体によって異なります。さらにまた、最初にご説明申し上げた公立それから民間保育所、そのような状況、またあるいは幼稚園の整備計画から申し上げますと、残ってくるところが、當麻小学校区が考える余地がある、その対象となるのかなというふうには考えますが、そして、その校区だけがほかと違うスタイルというのがよいものなのかというようなことも考えなければいけないのかなというふうに思います。そのことから、今後市民ニーズというものに十分注視しながら、耐震診断結果、この辺も出てくると思いますので、その結果も含めてすぐさま認定こども園ありきということじゃなく、保育所また幼稚園の今後のあり方というものを教育委員会と十分議論した上で進めてまいりたいなというふうに考えております。

以上でございます。

吉村議長 和田教育部長。

和田教育部長 教育部長の和田でございます。よろしく願いいたします。

それでは、私の方から教育部長の立場ということで考え方を申し上げたいと思います。

市内幼稚園の状況の方でございますが、先ほど保健福祉部長の答弁のとおり、各小学校に附属幼稚園として5園ございます。施設面では、忍海幼稚園、新庄幼稚園、新庄北幼稚園は、耐震基準を満たしております。現在、磐城幼稚園については建替え計画について準備を進めているところでございます。また、残る當麻幼稚園につきましても耐震診断の結果、東棟につきましては基準を満たしておらず、磐城幼稚園の次には建替え計画を検討していく予定でございます。少子化が言われている中、本市の幼稚園の園児数でございますが、来年度は若干の増加予定でございますが、全体的にはわずかながら減少傾向にございます。ただ、小

学校の児童数は逆に増加傾向にあることから、保護者のニーズの違いからその差は保育所や私立の幼稚園に向いているものと考えているところでございます。同じような意見ということになりますが、市全体で考えれば公立、私立の施設があり、また現在のところ待機児童もございませんが、今後の保護者のニーズなどを参考に、幼稚園、保育所のあり方について議論してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

吉村議長 杉本君。

杉本議員 しっかりと議論していただいて、将来的に選択肢の1つとしてよろしく願いいたします。

それでは、最後に市長にお聞きします。この認定こども園に対してのお考えをお聞かせください。よろしく願いします。

吉村議長 阿古市長。

阿古市長 認定こども園につきましては、特にその制度の発足に当たりまして、2つの考え方があったように思います。

都市部の保育所等の待機の子どもたちが多い地域においては、今現在ある保育所と幼稚園を有意義に活用した中で、両方の待機児童を減らすために活用された。それともう一つは、非常に地域の中で人口減が大きいところ、子どもたちが減少する傾向の多いところでは、現在ある施設を統合という形、幼稚園も保育所も1つに固める形である種効率化といえますか、その施設を維持していくという考え方があったように思います。

議員のご指摘いただきました内容につきまして、各部で検討させていただきました。今、現状といたしましては葛城市におきましては、幼稚園、保育所等が多岐にわたる選択肢の中で充足しているという認識を持っております。ただ、これからのことにつきましては、その傾向をまず確認する必要があるのではないかなと思っております。その市町村の中でいろんな形態を持つことが、果たして行政業務としてどうなっていくのかという考え方もありますし、深い検証はまだしておりませんが、例えば幼稚園の場合でしたら、附属幼稚園の中で校区制をしいております。保育所は当然校区ございませんでいろんなところありますし、今、幼稚園につきましては、給食の場合でもセンター方式をとっておりますし、保育所の場合は自校式をとっております。当然0歳児からということですので、給食センター方式はとれないわけでございます。それですとか、多分さまざまな問題が出てくると思います。そのような検証も重ねまして、将来の選択肢の1つとして、考え方はお聞かせいただけたというように理解しております。

以上でございます。

吉村議長 杉本君。

杉本議員 私、学童のことや認定こども園、そして子育て支援について調べるに当たって、他市を参考に調べてまいりましたが、学童保育料など他市がすごく葛城市を羨む面もあるのですが、認定こども園に関しては、近隣市、香芝市、大和高田市、橿原市の設置の理由はさまざまなんですけども、既に設置されており葛城市では少しおこなっているのではないかなと感じました。私は葛城市の人口増加を目指すべく、若い世代、特に子育て世代の方々にこの葛城

市はよりよいまち、子育てのしやすいまちだと思っていただけるようにしたいと考えております。終の棲家として、そして、父になるなら母になるならこの葛城市でと思っていただけるように、施策が必要だとも考えております。昨年12月の議会での一般質問でも申し上げましたけども、学童保育の充実と同様に子育て支援、そして子育てをされる親御さんたちの労働サポートの観点から見ても、近隣市におくれをとらず他市から注目されるような充実した支援を心がけていただきたいと思います。これから葛城市全体では子どもたちの人数も増加傾向に若干あると思われま。施設の問題、人材確保の問題などハードルはあるかと思いますが、保護者の方々からもお声があります。葛城市に幼保一元型の認定こども園の設置を視野の1つに入れていただきたいと思います、強く要望させていただきます。1つ目の質問は以上でございます。

次に、葛城市の都市づくりの核として、交通利便性と拠点性を高めるために葛城市の玄関口として整備されている、近鉄尺土駅前周辺整備事業の進捗状況についてお聞きします。

先日、阿古市長の施政方針で尺土駅前周辺整備事業は、まちづくりの重点施策と位置づけ、早期の事業完了を目指すとおっしゃってございました。葛城市の玄関口として、市民の皆様が多数利用されている近鉄尺土駅でございますが、整備事業進捗状況に関してはさまざまな意見を拝借いたします。いつできるのか、本当にできるのか、完成予想図どおりになるのかなど、不安、不満に感じている方が多いのが現実だと思われま。そこで、まずお尋ねいたしたいのが、現在の近鉄尺土駅前周辺整備事業の地権者の方々と全体の件数と契約済み件数についてお聞かせください。

吉村議長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 都市整備部長の増井でございます。よろしくお願いをいたします。

ただいまの杉本議員のご質問でございます。尺土駅前周辺整備事業の全体の地権者様につきましては、17件でございます。そして現在までの契約済みの件数につきましては、14件でございます。

以上でございます。

吉村議長 杉本君。

杉本議員 17件のうちの14件、残り3件ということですね。そしたら、その契約件数の中で最終契約はいつのものでしょうか、お聞かせください。

吉村議長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 ただいまのご質問でございます。最終の契約日につきましては、平成28年7月14日の契約が最終となっております。

以上でございます。

吉村議長 杉本君。

杉本議員 それでは、平成28年11月に阿古市長が就任されてからの契約件数はないということですか。お聞かせください。

吉村議長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 ただいまのご質問でございます。先ほど申しましたように、平成28年7月が最終

でございますので、平成28年11月以降の契約については現在ございません。

以上でございます。

吉村議長 杉本君。

杉本議員 それでは、約1年4カ月ですか、契約に至っていない主な原因や理由というのは何なんでしょう。

吉村議長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 ただいまのご質問でございます。契約に至っていない未買収の地権者様につきましては、現在も鋭意努力して交渉を続けておるところでございますが、いかんせん条件面等に差異が生じておる等々いろいろな諸事情がございます、それぞれの地権者様との契約には至っておらないというのが現状でございます。

以上でございます。

吉村議長 杉本君。

杉本議員 それでは、今まで未契約の方々に対してどのような努力、工夫されているのでしょうか。交渉回数や、地権者の方々の反応などをお聞かせください。

吉村議長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 この事業につきましては、いろいろ常任委員会の調査案件としてもご説明してきたところではございますが、地権者様にとりましても、それぞれのご事情がございます。また、それぞれのご事情の中でお話をさせていただいております、そのたびそれぞれと相談をさせていただいて、交渉に当たってきたわけでございます。なかなか、先ほども申しましたように差異が生じておるのが現状でございます。なお、訪問回数につきましては地権者様ごとに異なりますが、こちらからアポをとって行かせていただいたもの、また向こうからお電話をいただいてご訪問させていただいたもの等がございます。最大でこの2年間で約20回くらい訪問はさせていただいた地権者様もございます。

以上でございます。

吉村議長 杉本君。

杉本議員 先ほど条件面の差異が生じているとご答弁いただきましたが、これからその地権者の方々への対応というのはどういったお考えでしょうか。お聞かせください。

吉村議長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 現在も、地権者様といろいろとお話をさせていただいておりますが、正規の手続を踏んだ中でその鑑定等の価格をもってお話をさせていただきたいと。市としてはそれ以上でもそれ以下でもないということで、今は地権者様と交渉をさせていただいておりますというのが現状でございます。

以上でございます。

吉村議長 杉本君。

杉本議員 しっかりとよろしく願います。

それでは、今まで尺土駅前周辺整備事業の合併特例債の起債状況についてお伺いします。そして、合併特例債の発行可能額が少ない中、これからの当該事業の財源確保についてどの

ようにお考えでしょうか。

吉村議長 安川総務部長。

安川総務部長 失礼いたします。総務部の安川でございます。よろしくお願い申し上げます。

初めに、合併特例債につきましては99億9,000万円が借り入れの限度額でございますが、平成28年度末決算におけます発行済み額につきましては92億8,420万円でございます。また、平成29年度予算計上といたしましては現年度分が1億3,140万円、繰越明許分が1億7,900万円、逡次繰越分が3億4,700万円でございますので、残り発行額といたしましては4,840万円という状況でございます。また、これまでの尺土駅前周辺整備事業に係ります合併特例債の状況でございますが、平成26年12月に見直しをさせていただきました、新市建設計画におけます計画額では7億6,450万円ございました。その後の平成28年度末の発行額としましては3億9,270万円、さらに平成29年度の発行予定額といたしまして5,300万円でございますので、最終の発行見込み総額といたしましては、この事業における額4億4,570万円の予定となっております。なお、今後の尺土駅前周辺整備事業に係ります起債につきましては、事業の補助裏に公共事業等債を充当いたす予定でございます。この当該起債につきましては、充当率が90%で交付税算入率が20%の起債となっております。

以上でございます。

吉村議長 杉本君。

杉本議員 そしたら、私前回、市道鈴原・二塚線の給食センター進入道路拡幅工事についても一般質問させていただきましたけれども、そのときも社会資本整備総合交付金はパッケージ、ほかの工事で使われたとご答弁いただきましたけれども、この交付金についても同じ内容でしょうか。補助金の内容説明、よろしくお願いします。

吉村議長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 都市整備部長の増井でございます。

ただいまのご質問でございます。補助金の内容等につきまして、ご説明をさせていただきますと思います。

社会資本整備総合交付金につきましては、現在使わせていただいているのは大きく分けて2つがございます。防災・安全と社会資本という2つのものがございます。この尺土駅前周辺整備事業につきましては、防災・安全の交付金で奈良県の安心して移動できる快適な都市空間の整備に属するパッケージの事業に属して進めさせていただいております。一方、前回お聞きいただきました市道鈴原・二塚線、また、今現在建設課の方で行っております葛城川東側線、国鉄・坊城線事業等につきましては、社会資本整備の交付金で奈良県の観光振興と地域の魅力創造に属するパッケージの事業となっております。以上のように、パッケージ内での内示額の流用は可能でございますが、今の2つのパッケージへは異なったところへは流用できないという仕組みになっておるのが現状でございます。

以上でございます。

吉村議長 杉本君。

杉本議員 なるほど、わかりやすい説明ありがとうございました。

それでは、次に本年度事業の状況についてお聞きします。

平成29年度に入札、執行された八川保育所・尺土線道路改良工事についてですが、竣工日平成30年3月27日で契約締結されていると思われませんが、現在の状況から見て年度内の竣工は可能なのでしょうか。お聞かせください。

吉村議長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 ただいまの本年度の事業の状況でございます。

本年度の事業につきましては、駅舎から東側の部分、東の川までの間の道路の拡幅工事を行わせていただいております。この部分につきましては、一般競争入札にて行いましたが、工事で使用する2次製品等が多数ございます。この製品につきましては、受注生産等ということで、若干メーカーの方からの納期がおくれるというところで、当初予定をいたしておりました工事内容が全て完了できないというところで判明いたしております。これにつきましては契約変更を行わせていただきまして、3月27日の工期内に完了する内容で出来高精算をさせていただき予定といたしております。未完了の工事につきましては、平成30年度の予算において発注を行い、夏ぐらいいまでに完了したいと考えている状況でございます。

以上でございます。

吉村議長 杉本君。

杉本議員 それでは、最後に市長にお聞きしたいと思えます。

最初にも申し上げましたけども、市民の皆様も葛城市活性化の玄関口として、尺土駅前周辺整備事業には不安を感じている方々も多いと思われれます。事業計画について事前審査にならない程度に、今後の方針、目標など大筋の計画をわかりやすく、よろしく願いいたします。

吉村議長 阿古市長。

阿古市長 尺土駅前周辺整備事業並びにそれに接続する道路事業というのは、葛城市の将来のあり方についてかなりのウエートを占める事業であると認識しております。議員がご心配いただいておりますように、いまだにまだ3人の地権者の方が合意に至ってないという状況でございます。ただ、その交渉内容につきましては個別の案件になりますのでこの場での説明は控えさせたいと思えますが、変化としてはあるということをご理解いただけたらと思えます。この事業につきましては新市建設計画、本来でしたら平成16年ですから、平成26年が完結の事業でございました。その中でいろんな変遷をたどるわけなんですけども、平成23年に起こりました東日本大震災によりまして、合併特例債の発行時期が5カ年延長になりました。それで、まだこれからはわかりませんがこの春に多分更に5カ年延長になるであろうと思われております。その中で議員がご質問いただきました合併特例債の全体の発行額と残額をお知らせしたわけなんですけれども、現実、部長が答弁いたしましたように、残りの事業につきましては裏財源として普通債、90%の20%という普通債をその事業の裏財源として使わなくては行けないという現状がございます。その中でそれも踏まえまして、できるだけ早い時期に事業の完結をするように各部署には伝えておる所存でございます。その完結するようにとい

う中で、今ご心配いただきました東の川の道路部分のその工期が、仕様書が非常に特殊な別注品の部材を使うことになっておりましたので、納期が間に合わなく、その事業自身を平成29年度と平成30年度に振り分けるような作業の中で若干おくれを見るわけでございます。この事業全体といたしましては、目標として2年の完結を目指したいと思っておりますが、工期等もございましてあくまで目標ということで全力を尽くして、各部署、その目標に向かって努力するように伝えておる所存でございます。

当初、一般質問等でいろんなご意見いただきまして、その時点の合併特例債事業として新市建設計画事業として平成31年度が完結の年数と申し上げました。それと逆算した中でその交渉を完結するように、努力するように部署には伝えたくはありますが、先ほど申し上げたような条件が若干変わっておりますので、決して気を緩めるわけではございませんが、交渉に前向きに取り組んで、いろんな変化が起こっている、速やかにその契約に結びつけるように努力させていただきたいと存じます。

以上でございます。

吉村議長 杉本君。

杉本議員 市長を初め理事者の方々が日々努力されていることは、重々わかって感謝申し上げます。しかしながら、尺土駅前周辺整備事業については市民の皆様は先ほどの工事の件に関しても、またおくれてんのかという問い合わせがやっぱり多数、僕にも来ます。皆様努力されているのは重々わかっておりますけれども、できるだけ早い完成を目指していただいて、葛城市の玄関口として誇れる駅前に、そして駅にさせていただきたいと思っております。

そして最後になりましたけれども、これからの葛城市の未来、未来のために、そしてその未来を支える子どもたちのために、葛城市のナンバーワンのまちづくりを今後も皆さんと目指していきたいと思っております。私からの一般質問は以上です。ご答弁いただき、ありがとうございました。

吉村議長 杉本訓規君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時42分

再 開 午後 1時30分

川村副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長所用のため、私がかかわって議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

4番、奥本佳史君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

4番、奥本佳史君。

奥本議員 こんにちは。議長のお許しを得ましたので、議席番号4番、奥本佳史が一般質問をさせていただきます。

私の質問は3点ございます。

1つは、国際交流事業の推進について。

2つ目、住宅宿泊事業法、いわゆる民泊法施行に向けた取り組みについて。

3点目、雇用創出と空き家の活用について、以上になります。

以後の質問は、質問席にてさせていただきます。

川村副議長 奥本君。

奥本議員 まずは、国際交流事業の推進についてになります。

昨年の12月のことなんですけれども、私の知人から中国から訪日旅行に来られた団体が相撲館を見学するというので、その日のホームステイを受け入れてくれないかという打診がございました。当日、8歳になる女の子を含むファミリーをうちの家で受け入れました。その日は相撲館にちなんで、ちゃんこ鍋を召し上がっていただいて、その後、日本のホームこたつ最近珍しいですけれども、こたつを囲んでお互いの国の文化の違いとか、トランプをやったりとか、いろんな話をさせていただきました。そのときに、中国の子どもというのは小学生くらいにもかかわらず、こんなに英語を自在に話せるのかと非常に驚いたわけなんです。そういうことがあってその縁がきっかけとなりまして、中国からの訪日教育旅行、いわゆる修学旅行に当たるものなんですけれども、そのエージェントの方から葛城市の相撲館をその修学旅行コースに組み込んで、市内の学校での交流事業を行う教育旅行の提案を受けたんです。年末ぎりぎりだったんですけれども、市長に国際交流事業のお話をさせていただいた経緯がございます。国内の訪日教育旅行の受け入れについては、長野県が冬場の観光客減少を補うために、過去10年近くにわたって、年間約4,500人の方を受け入れております。奈良県においては、明日香ニューツーリズム協議会というところが、明日香地域で年間6,400人、うち海外からの修学旅行生が1,000人強なんですけれども、修学旅行生を誘致されているという実績がございます。国の観光庁では、平成28年度の「訪日プロモーション方針」で増大するインバウンド、訪日外国人旅行者、その中でも訪日教育旅行者について重点的に取り組むという方針を掲げております。今、全国の自治体が観光を重点政策と位置づけて観光客誘致にしのぎを削る中、今回、葛城市の相撲館というコンテンツがきっかけとなって教育旅行の誘致にまで進んだこの千載一遇のチャンス、何とか生かしてみたいと。うまくできれば奈良県内、ほかの自治体に先駆けて葛城市がアドバンテージを得られるんじゃないかと考えまして、担当課の皆様と各学校の協力を得まして、今年1月・2月に教育旅行の試験的な誘致に至りました。

きょうはこの国際交流事業の検証を踏まえたところから、質問に入らせていただきます。

それではまず、今回の国際交流事業の相撲館見学にかかわる部分の実績について、お聞かせいただけないでしょうか。

川村副議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 産業観光部長の池原でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

観光面での国際交流事業の背景について説明をさせていただきたいと思っております。

皆様も既にご存じのとおり、年々日本を訪れる外国人が増加しております。平成19年の訪日外国人の客数は約678万9,000人であったのに対し、平成29年すなわち10年後であります、推計値でございますが約2,869万900人と約4.2倍となっております。統計値が確定した平成28年だけを見ても、約2,403万9,000人と前年度比で19.3%の伸びとなっております。この数

値は少なからず、奈良県や葛城市にも影響があり、相撲館に訪れる訪日外国人の方は増加傾向にあります。数字でお示しますと、平成24年度におきましては184人であったのに対し、平成28年度では391人に、平成29年度は、本年2月末現在でございますが548人と、その増加傾向は顕著なものとなっております。特に近年におきましては、日本独自の文化に触れるいわゆる体験型のツアーが増加しております。相撲館におきましても、このような情勢を受け体験型プログラムを取り入れております。プログラムの内容ですが、相撲の所作やルールの解説、アマチュア力士による稽古披露、相撲甚句会による甚句の披露、また、まわしや着ぐるみをつけての力士体験と日本独自の文化を理解していただき、実際に土俵に上がって塩をまき、力士と対戦するという体験が非常に好評であります。先日実施いたしました中国からの教育旅行につきましても、仲介のNPO法人の方や、中国から視察に来られましたエージェントの方が本物の土俵や相撲経験を持つ職員がいるということで、ぜひプログラムに入れたいということで受け入れをさせていただきました。実績でございますが、平成30年1月23日から2月5日の間4回、先生や生徒総勢132人が来館されました。これによる収入はバスの駐車場及び入館料で2万3,000円程度でございます。また、お土産の蓮花ちゃんグッズや相撲グッズを合計98点購入いただき1万3,020円の売り上げがございました。このように教育旅行や外国人ツアー客が増加いたしますと、相撲館来客数が増加し、相撲館の入館料や観光駐車場の利用料、蓮花ちゃんや相撲グッズの売り上げ増が見込めると考えております。

以上でございます。

川村副議長 奥本君。

奥本議員 相撲館の日本人を含めた年間の入館者数の推移っていうのがもしわかるようでしたらお願いしたいんですが。

川村副議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 相撲館の来館者数でございます。有料入館者数及び入館料の推移でございますが、平成23年度が1,482人で41万9,200円、5年後の平成28年度では4,644人で128万5,560円と、ともに3倍強の伸びを示しております。

以上でございます。

川村副議長 奥本君。

奥本議員 そもそも、商売というものはいかにターゲットとなるお客さん、顧客を想定してそこにアプローチするかという、マーケティングの考え方が非常に重要なんですけども、そこが一番難しいところです。今回インバウンドの中でも訪日教育旅行という非常に絞り込んだターゲットを設定したことが実績に繋がっているのではないかと分析できるわけでございます。どこにいるか分からないお客さんに対してやみくもに営業をかけるよりも、先にお客さんを捕まえてそこに営業かけるっていうのが、どんだけ効率がいいかというのはお分かりになると思いますんで、こういうマーケティングの仕方を踏まえた上で、今後の課題とか展望がもしございましたらお聞かせいただけますでしょうか。

川村副議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

外国からの教育旅行やツアー等によるインバウンドの増加につきましては、市にとって観光収入の増という面で大きなメリットがあります。よって、今後も積極的に受け入れをしていきたいと考えております。また、受け入れを継続するには市の受け入れ態勢で4つの整備が必要だと思っております。

1つは、日本の国技である相撲の所作やルールをよりわかりやすく説明するための仕組みが必要となります。これについては、本年度相撲館のリニューアル工事と映像と音響設備を復活させましたのでこの機能を利用して、映像による解説を考えてまいります。

2つ目といたしましては、葛城市にできるだけ長く滞在して消費行動をしていただける対策が必要でございます。そのためには、相撲以外の体験型メニューが必要と考えられ、市内にはほかに藍染めや、墨流し染め、竹細工、ガラス細工、酒蔵体験、写経写仏体験等の魅力的なコンテンツがあり、今後はこれらの運営者の方々と協力連携して提供できる体験プログラムをつくっていききたいと考えております。

3つ目ですが、観光客の方々が長く滞在していただくためには、観光スポット周辺での飲食やお土産物を販売する店の誘致が必要と考えられます。これらがあつて初めて経済効果が発生しますので、この点についても今後検討してまいりたいと思っております。

最後の整備項目ですが、奈良県や葛城市に不足しております宿泊施設でございます。市長もホテル誘致について積極的でございますが、即効性という面では6月に法施行されます民泊につきまして、宿泊を伴う滞在が可能となれば更なる経済効果が期待できますので、調査研究を重ね、検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

川村副議長 奥本君。

奥本議員 これまで、観光資源としては認識されていなかった地域固有の資源を掘り起こして、それをコンテンツにまで高める、そして多様な体験型観光を取りそろえるということは現在のインバウンド、つまり訪日外国人旅行者の訪日目的が、これまでの爆買いといった「モノ」の購買行動から、「コト」への体験消費へ移行している事実と照らし合わせると、非常に有効的な施策だと思えます。しかし、ここで注意すべきことが1つあると思うんですが、購買行動、体験行動ともに重要なことは、その場所でしか購入できない、あるいは体験できない、そういう点が含まれているかどうかというのが重要だと思うんです。これは、旅行者にも当てはまることだと思うんですけども、もしも、オリジナルな商品とかあるいは物販に絡めるようなそういう計画とか、もしお持ちであればちょっとお聞かせいただけないかなと思えます。

川村副議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思えます。

現在、相撲館におきまして観光協会が販売しておりますお土産物は蓮花ちゃんグッズと相撲関連グッズですが、見ればどこで購入したか奈良県葛城市の表示がないため、海外の方にしてみればどこで購入したものかわからないとお声もございました。また、相撲関連グッズにつきましても、現在50種類弱ありますが、ニーズを把握した陳列方法の工夫も含め、近

畿圏内でほかで手に入る場所がないこともPRが必要であります。今後は、葛城市独自、葛城市でないという商品で外国人観光客にも好まれる商品の開発、調査研究をしてみたいと思っております。

以上でございます。

川村副議長 奥本君。

奥本議員 相撲館にかかわるところの評価、ありがとうございました。

それでは、続きまして今回の国際交流事業の訪日教育旅行、つまり学校交流にかかわる部分の実績についてお聞かせ願えないでしょうか。お願いします。

川村副議長 和田教育部長。

和田教育部長 教育部長の和田でございます。よろしく願いいたします。

私の方からは、今回の訪日教育旅行の実績についてということで、答弁をさせていただきます。今回、国際交流事業としての中国よりの教育旅行生を1月23日から2月5日まで新庄北小学校、忍海小学校、白鳳中学校、磐城小学校、當麻小学校でそれぞれ受け入れをお願いし、交流していただきました。新庄北小学校では附属幼稚園の太鼓演奏と太鼓の体験、1年生とのけん玉、あやとり、こま回しなどの昔遊びを、北京師範大学広州実験学校の生徒が体験されました。忍海小学校では全校生徒との英語のラジオ体操や、大縄跳び大会に深セン市百合外国語学校の生徒に参加いただき、幼稚園でこま回しを行いました。白鳳中学校では深セン市第三高級中学校の生徒に1年生からの歓迎の歌を、吹奏楽部の演奏とともに聞いていただき、おもちつき体験を行いました。磐城小学校では日中相撲大会を行い、長沙中加学校の生徒が書道を披露されました。當麻小学校では、長沙湘郡未来実現学校の生徒が中国の踊りを披露され、昔遊び体験のあと、2、3名ずつ交代で実際に授業に入っただき、授業を体験していただきました。また、新庄北小学校を除き、全ての学校で子どもたちが一緒に給食を食べるという食育交流も行いました。

以上でございます。

川村副議長 奥本君。

奥本議員 今、お答えいただきましたように、それぞれの学校において工夫を凝らしながら、かつ地域の方々のお手伝いも含めた受け入れをしていただきました。今回、葛城市の方にお越しいただいた中国の学校なんですけれども、人口規模でいうと、700万人から1,500万人都市と非常に大都会の、しかもその中の富裕層の子どもたちが通う非常に学力の高い学校ばかりでした。たまたまこういう形になったわけなんですけれども、例えば、その中の学校の1つは前日に京都大学と交流されて、葛城市の学校に来て、次の次の日に東京大学で交流をすると、非常にこういうコースの中に組み込んでいただいた学校もございます。私も実際にその子どもたちと片言の英会話でしゃべったんですけども、日本の印象というので向こうの子どもたちは非常に細かいところを見てるなという印象を受けました。例えば、白鳳中学校で一緒に給食を食べてる子に聞いたら、日本のどこがすごいって聞いたら、ごみ収集システムがすごいとかなうんですね。小学校の6年生レベルの子どもたちです。非常に中国、今、経済発展が著しくて将来的にどういう職業につきたい、これは国の政策もあるんですけれども、どうい

職業につきたいかという意思を明確に持った子どもたちが、自分の行きたい国に修学旅行先を選んで来ております。ですから、来る前に自分たちの課題を明確に持ってきているなという印象を受けました。ある学校に行った子に聞くと、日本の教育システムは残念ながらよくないという子もいました。これはちょっと気になったんで、何でかと聞いたんですけども、日本は経済大国で教育水準も非常に高い。なのにこの学校の設備は我々の国と比べると非常に劣っているということを言われました。すごいところを見てると私も思ったのですけれども、実はそれに続く言葉が非常に感動的で、日本の子どもたちはこういう環境で授業、勉強を受けているけども、地域の方、先生方の非常に手厚い支援、それと地域の伝統行事を使った教育も受けられている、これは我々中国にはないところなので見習いたいと、そういう意見も出てきました。同じ年代の子どもたちでも、学ぶ意欲、これからものを吸収していくという意欲、それはもう我々大人も忘れてのことなんで、非常に聞いていてなるほどなということがよくあったんですけども、ちょっと余談でした。

そういうこともございまして、この国際交流事業をぜひとも継続してほしいという声が私の方にも結構届いております。学校パートナーシップ事業でこの事業でお手伝いに行かれた方も含めていろんな方から、なかなかおもしろい、実際子どもたちの方からも私の知る限りの何人かは、楽しかったという声をいただいております。ほかに学校の方にも声が届いているかと思うんですけども、その辺の感想でどういうことがあったか、お聞かせ願えないでしょうか。

川村副議長 和田教育部長。

和田教育部長 ただいまのご質問でございますが、5校それぞれが短い準備期間ではございましたが、中国から訪問された方々が日本文化の一端にも触れていただき、交流を図ることができたと考えているところでございます。児童生徒が同世代の多言語、多文化を持つ子どもたちと交流することによりグローバルな視点を培うことができる、伝える、思いやることの大切さを子どもたちは感想として出しています。また、先生方からは、ふだん国際交流を持つ機会がない子どもたちにとっては非常によい機会となったなどの意見をいただいています。子どもたちは互いに英語や知っている中国語、日本語また、身振り手振りでコミュニケーションを図っておりました。中国の生徒との直接体験は、貴重な経験となったものと考えているところでございます。

川村副議長 奥本君。

奥本議員 ちょっと話が若干それるんですけども、私は今、奈良県立畝傍高等学校の学校評議員というのをやっております。実は畝傍高校は、文部科学省のスーパーグローバルハイスクールという指定校として、今、国際的に通用するリーダーの育成を目指して活動されております。同じく年に複数回、去年実績だと6校になるんですけども、実際に国際交流を行って生徒同士の国際間交流も実は進めていらっしゃると思います。先日、このスーパーグローバルハイスクール過去4年間の取り組みの総括という会議がございまして、そこで先生方が話されていたことなんですけども、日本人で一番苦手としている英語力の向上についてという議題でした。英語力は、机上の勉強だけで身につくものではないと、これはもう皆さんご存じのとおりで

す。そしたら、どこでそれを伸ばせるかという話になりまして、結論として、実際のコミュニケーションの場数が重要ではないかと。これはデータとしても裏づけられているところだったんですけども、特に難しい言い回しを使わなくても簡単な単語を駆使して、いかに相手に伝えるかというそういう経験をするのが大事で、そこが真の英語力を向上させるのではないかと。実際そういうふうにつながっているという結果が出ているという分析を披露されておりました。私もなるほどなど。実際、うちに泊まった8歳の女の子の方が英語上手だったんです。本当に片言の英語で私が伝えることを、向こうがいろいろと言葉を言いかえてくれながらやっところちらも理解してコミュニケーションをとれると。非常にやってておもしろいなど。英語の勉強というか、あえて勉強というよりも、コミュニケーションの力としてこういうことが本当は大事なんだなというのを認識した次第です。

中国の子どもたちというのは、日本の小学生に当たる時分から、英語でコミュニケーションをとる訓練というのを非常に積まれております。日本人の大人でさえも長年勉強してなかなか使えない状況なんですけども、このコミュニケーションの場数を踏むという、さつき畝傍高校でも分析されてるんですけども、その場を今後将来にわたって日本の子どもたちが必ず必要となるスキルであると。そのスキルをどうやって身につけさせるかというところの実は1つの回答が今回の国際交流事業ではないかと私は思うわけです。ただ、国際交流事業といってもなかなか個人で、そしたら、明日から中国へ行ってきますというのはなかなかできないことなので、自分で求めてもできない機会というのはございます。そのところを市行政がサポートするというので、子どもたちの将来に繋がるのではないかと考えるわけでございます。私は葛城市の子どもたちの中から、将来世界を舞台にして活躍してくれる人材があらわれてほしいと常々考えております。その足掛かりとなるような事業として1つの今回の回答を解として、国際交流事業があると思うんですけども、今回は試験的でしたが、今後葛城市として受け入れるお考えはあるかということ、これはちょっと後ほど次の質問と絡めてお聞きしたいんですけども、ぜひともそれ、やっていただきたいと思っております。

続きまして、2番目の質問に移ります。

「住宅宿泊事業法」俗に言う「民泊法」なんですけども、その施行に向けた取り組みについてが2番目になります。

本年6月15日なんですけども、「住宅宿泊事業法」いわゆる「民泊法」が施行されます。インバウンド、つまり訪日外国人旅行者の増加によって宿泊施設が不足している。安く泊まりたいという旅行者のニーズがある。そして、シェアリングエコノミーという、物あるいはサービス・場所などの共有によって、あるいは交換によって社会的な仕組みをつくっていきこうという、そういうことを背景に、空き部屋とか空き家などを有効活用する民泊というビジネスモデルが出現しております。この民泊なんですけども、私が調べたところ、葛城市内に現状で既に1件ございます。これ、市として把握はなさっているのでしょうか。

川村副議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 ただいまの、葛城市におけます民泊業者の実態でございます。

現在、葛城市内の民泊業者でございますが県の調査では登録されている業者はございませ

んが、事実営業している業者は1業者あるという資料をいただいております。民泊に係る業者の把握につきましては、行政では非常に困難でインターネットの予約サイトで、例えば、エア－B & Bを閲覧し調査するしか方法はありません。住宅宿泊事業法が施行されれば、県に届け出た業者については把握可能となりますが、届け出のない業者につきましては把握することは困難であります。なお、このような未届けの民泊につきましては、届け出がない限り営業形態がわからず、住宅宿泊事業法での罰則規定も適用できないため、旅館事業法を適用し県が指導調査することになり、罰則におきましても同法の適用を受けることとなります。以上でございます。

川村副議長 奥本君。

奥本議員 今、ご説明いただいたように、現状では、届け出のない俗に言う違法民泊と言われるものなんですけども、それを取り締まることができないということです。昨日、増田議員から質問があつてご答弁をされているようなんですけども、民泊には2種類の営業形態がございます。まず1つは「家主居住型」、つまり届け出された住宅に家主、事業者が居住して、不在とされない民泊形態、これが1点目。2点目が「家主不在型」、届け出された住宅に事業者、家主が住んでなくて、住宅宿泊管理業者に届け出住宅の管理を委託する形態の2つがございます。それぞれのこの民泊の2形態あるんですけども、これにおいて民泊法解禁に伴う問題点とか対策が多分あると思うんですけども、そのあたりどうお考えでしょうか。

川村副議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 ただいまご質問のありました、民泊法解禁による問題点と対策ということでお答えさせていただきたいと思います。

民泊の解禁で問題になることですが、通常のホテルや旅館のような開業ではなく、一般の住宅が近隣住民の認知もない中で突然宿泊施設となり、見知らぬ旅行者がそこを利用するということとなります。そこで発生するのが、近隣住民とのトラブルが考えられます。特に異文化の外国人が宿泊する場合は、騒音等による苦情が予測されます。民泊の解禁に向け奈良県は課題とされ宿泊施設の不足、外国人観光客への対応のため、民泊事業を促進し宿泊施設の確保並びに新たなニーズへの対応を図るために、民泊事業に起因する事象による生活環境の悪化の防止と、民泊の適正な運営を確保する必要があることの観点から、住宅宿泊事業法第18条の規定に基づきまして、区域を定めて民泊事業を実施する期間を制限する条例を制定すべく平成30年2月議会に議案提出されました。提出されました条例の内容ですが、学校等の教育施設の周囲100メートル以内におきまして民泊の営業をしてはいけない期間を当該施設の休日を除く月曜日正午から金曜日正午までとし、教育施設の休日のみ営業できるとされました。ただし、家主居住型及び家主不在型のうち、住宅宿泊管理事業者の営業所または事務所について当該民泊の管理業務に従事している者が常時2人以上で、当該民泊の距離が2キロメートル未満であり、管理業務に従事している者と宿泊している者との通話できる機器を設置している民泊は、期間制限の対象外となります。法第18条に基づく規制につきましては、都道府県及び保健所設置市のみとなっていることから、奈良県と奈良市が対象となり各市町村では独自に条例制定をすることはできません。よって民泊が開業することによって、

リスクを十分理解した上でどのように普及展開していくかを今後慎重に進めてまいりたいと考えております。例えば、市としての家主居住型の民泊を推奨するとともに、空き家の利活用をあっせんするときは、葛城市に移住していただき家主居住型の民泊を開業するための支援プログラムの創設や、家主不在型の民泊にあっては管理を受注する住宅宿泊管理業者の市内誘致、管理団体の創設、育成等を推進することが考えられます。

以上でございます。

川村副議長 奥本君。

奥本議員 先ほど触れました国際交流事業では、生徒たちに私も聞いたんですけども、葛城市に来る前日にどこに泊まったんですかと聞きました。そしたら、実は全員民泊だったんですね。それも、奈良県内では1カ所での受け入れっていうのはなかなか難しく、県内でいうと明日香村、橿原市、大淀町、下市町、天理市、そこから分散してバスに乗って葛城市に集合してという形になっておりました。ここで考えられるのが、葛城市で泊まってもらえたらなということが頭をよぎったんですけども、今、市内の中学校の白鳳中学校では、新庄中学校は私わからないんですけども、修学旅行で民泊を選んでいらっしゃいます。実際沖縄県で民泊しながら、農家のサトウキビを収穫したりとか、漁師のお家に泊まって漁を体験したりとか、そういうことをやりながら民泊をされているという実績がございます。長野県で先ほど出ました事例ですけども、民泊事業者として普通の一般のご家庭が民泊登録されてまして、何をやってるかという、例えば農家であれば本当に農作業を手伝う、普通のご家庭であってもそこに泊まって一緒に料理をつくるとか、そういうたわいもないことなんですけども、それで非常に子どもたちも実際の生活の視点が広がるということで、かなりの人気を博している。実際泊めるご家庭にとっては、長野県の場合でしたら1人につき7,000円、そのご家庭に支払われてるという実績がございます。

だから、民泊というのは、現状住んでいらっしゃる家主がいてるケースなんですけども、もしお家の方でスペースがあって受け入れる余裕があるという場合でしたら非常に魅力的な事業になり得るっていうことですね。先ほど言いました明日香村の場合は修学旅行の受け入れということで何年も前からやっておられます。年間で6,400人、6,400泊修学旅行生を受けておられます。これ、おととしのデータなので、今はもう少しふえてるということです。6,400泊のうち海外からは1,100強とは聞いておりますけども、それだけの数が泊まられると村内での経済効果が非常に著しく、いろんな意味で新しい業態の飲食店であるとかが開業されていると聞き及んでおります。あと、もう一つ民泊を受け入れるメリットなんですけど、これちょっと私の方で考えたんですけども、一番のメリットは何かというと、ここ重要だと思うんですけども、例えば今民泊でいろんな世間を騒がす事件が起こっております。正直どんな方が泊まりに来るかわからないという不安があります。ところが、民泊に教育旅行、修学旅行生を受け入れた場合、これはどういう子どもたちが来るかって事前に全部わかるんですね。氏素性のわかる人が宿泊できる。いろんな安全面、安心面もそれに対応することが事前にできるという。なおかつもう一つ嬉しいことに、修学旅行生を受けると必ず毎年レポートしてくれる。それだけの事業規模が毎年毎年、向こうが要らんと言わん限りは続くと、そ

ういうメリットがあるんですね。経営的に考えても、非常に素晴らしいメリットがあるのが民泊だと思います。

続きまして、3つ目の、雇用創生と空き家の活用についてに移りたいと思います。

まずは空き家を利用して葛城市がされた事業、平成28年度地方創生加速化交付金事業というのがございまして、そこでママスクエアという事業所を誘致されております。これについてももう少し詳しく、あるいはその後どうなっているかというのをお聞かせいただけますか。

川村副議長 巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 保健福祉部長の巽でございます。ただいまのご質問でございますママスクエアについてということでございます。

平成28年10月に民間企業に委託し立ち上げたママスクエアでございますが、稼働して約1年半になります。この市内のママスクエアは、関西では初めて自治体と協働して立ち上げた母親の雇用促進のための事業であります。実績としまして、ママスクエアのスタッフとして雇用されている母親が、当初25名おりました。一旦5名のスタッフが妊娠、出産で退職しましたが、3月から2名の方が復帰し、現在22名の方が働いておられます。そのことから出産後も復帰しやすい、母親にとって優しい職場であると言えます。ママスクエアの営業日及び時間は毎週月曜日から金曜日の午前10時より午後4時までで、子どもを連れて出社し、子どもは施設内に整備された保育室で保育士が、母親がテレワークをする間子どもを見るというシステムとなっており、オペレータースタッフや保育士は週3日程度、3時間から4時間程度のシフト制の勤務体制となっております。ママが子どもと離れずに働ける新しいワーキングスタイルということが母親にとって安心して働ける場であり、魅力でもあります。子どもを連れて、自分のワークスタイルに合わせて仕事ができるママスクエアの運営に関して全国から問い合わせもあり、また視察にも来られ新たに立ち上げられる自治体もたくさんございます。奈良県内でも、王寺町、上牧町でもママスクエアがオープンされたと聞いております。また、ママスクエア事業が始まるきっかけとなったのは、その前身である母親の交流の場である託児スペースつき親子カフェでございます。ママスクエア葛城店でも店内にコミュニティカフェスペースを設け、カフェを利用する方々のお子さんをお預かりする一時預かり事業も実施しておりますが、現在のところ残念ながら利用者がいないと聞いております。ママスクエア事業の基本的なメリットは、地方・都市間の雇用環境格差の解消、また女性のキャリアブランクの解消でございます。今後も子どもを育てる母親にとって雇用の促進ができるママスクエアの動向を見守ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

川村副議長 奥本君。

奥本議員 今、ママスクエアのご説明ありがとうございました。働く女性が心配されることの1つに、産休をとってしまったら仕事に復帰できないのではないかと、そういう点がございまして。このママスクエアという事業のビジネスモデルは、その問題と、あともう一つ出産後の保育という問題、これを同時に解消するまさに一石二鳥のビジネスモデルとして、非常に理想的な形をとってらっしゃると思います。ちょっといろいろ調べたんですけども、企業内の託児所

っていう形で設けた場合は、いろんな法律の縛りを受けるんですけども、実際にワーキングスペースの横に託児スペースを設けて、目の届く範囲でやるとその縛りを受けないという非常にその法律の解釈をうまくされてるなという印象がございます。また、地方と都市間の雇用格差の解消と今ご答弁いただきましたけれども、まさにそこなんですよね。地方において実家に帰って子どもを出産する、そこで働き口を探しても安いパートしか見つからない。自分はこんだけぱりぱり働いていて、こういう能力を持っているのにというジレンマが生じるんです。ところが、そこでテレワークという1つの最近出てきたパソコンと使って遠隔で仕事を受けるというそういう業態が、そういうのが手当てできるとなると、このママスクエアのように都市部で受注した仕事の単価をそのまま、こちらでも受けれる。つまり非常に好待遇の仕事ができるというメリットがあるわけです。一番ここ疑問点に思うのは、そしてこの葛城市でそういう仕事があるかどうかというところなんですけども、これもちょっといろいろ調べますと、ママスクエアさんは、営業部隊が大都市の方にございまして、そこが一手に全国的に受注をとってらっしゃいます。それと、電話対応なんかは、地方どこにいても日本中どこにいてもできるというところなんかの、電話のサポートのサービスも請け負ってらっしゃるので、非常に単価の高い仕事を全国的に受注した上で、その全国に展開するママスクエアの事業所に仕事を提供されていると。だから、仕事に関してはそういう営業部隊がある会社のサテライトオフィスの位置づけであれば、非常に働く場としては理想的という形になるわけですね。

このサテライトオフィスというのは何かというと、最近ではITベンチャーの会社が多いんですけども、徳島県の神山町なんかそうですが、空き屋を整備してそこに企業誘致をする。企業といっても事務所ですね、企業の一事務所を誘致する。あるいは、そこで新規創業者の支援施設、ベンチャーインキュベーションというんですけども、そういうのを整備して、地域から新しい事業を生み出そうというそういう動きが活発になっております。

先ほど、民泊にもちょっと触れましたけれども、このどちらの空き家の利活用も、どちらもきのう飯島企画部長からご答弁いただいたように、基本的には民間主導型の建物活用だと思っております。私は思うんですけども、基本的に民泊は現在の生活空間を利用して、プラスの収入を求める活用方法、一方、空き家の利活用というのは遊休資産を利用したプラスの収入を求める活用方法と、そういう違いがあると思っております。基本的にもどちらも民間のことなんですけども、ただ後者の空き家の活用というところは、やっぱり個人では限界がございまして、今回のママスクエアのように何らかのそういう企業に場所を提供するという場合は、行政のサポートが必要であるかなと思うわけでございます。

先ほど申しましたように、徳島県の神山町であれば行政がIT環境を整備するというところのサポートを助成しております。それを民間の推進力にプラスするという支援活動で自治体としてかかわっていらっしゃる。いろんなかかわり方がその地域の雇用創生としての可能性を秘めているわけでございます。きのう、空き家率の話がございましたけれども、あれは市内全域でということだったんですが、実は私が一番お聞きしたかったのは地域ごとの空き家率が実際どのようになっているのか、特に山麓線から西側の山麓地域、あるいはそれぞれ

の大字の旧村地域で空き家率が感覚として目立っているように思うんですけど、その辺の数値を聞いたら、実際にそういう数字はないというお答えでしたので、ここでは触れませんが、何でも、何でもしたら、そういうところだけがふえているかということを基本的に立ち返って考えたときに、空き家のふえる最も大きな理由というのは相続なんですよ。お父さん、お母さんが住んでいた。若い世代は便利なところに家を借りる、あるいは家を建てて住んで。お父さん、お母さん、どちらかが亡くなって、さて、家をどうしようといった問題になったときに、相続の問題が発生する。そこで、そこに住んだら空き家になりませんが、住まなかったら空き家になってしまうんですよ、空き家というか人の住まない状態の家という感じですか。だから、それがやっぱり山間部地域、旧村地域でふえてきているように私は思うわけです。そしたら、それをどうやってやっぱり相続といっても大きな問題です。なかなか個人ですぐに回答出せないというケースがこれからどんどん出てくると思うんです。葛城市にとってもその辺の地域ごとの空き家率で見ていったときに、恐らくそういう地域の空き家のパーセンテージこれから高まっていくものと思われま。そのところに、今回のママスクエアのような、空いた建物あるいは部屋をうまく利活用できて、そこで更に雇用が生まれるような仕組みというのが構築できたら、非常に市の将来的にもプラスになるんじゃないかと思えます。これについては、なかなか1つの部課どころこの部課だけで対応は難しいと思えます。それぞれ、いろんな部課の横断的な対応、それから非常に高所からの見地を有した方向性を示さないと、なかなかこれは難しい問題だと思うんですけども、このあたりはやっぱり市のトップである市長のお考えをお聞かせいただければなと思えますので、よろしく願いいたします。

川村副議長 阿古市長。

阿古市長 多岐にわたる項目ですので、果たして全部の項目についてお話しできるのかどうかちょっとわかりませんが、まず、国際交流という観点から。今回、中国の子どもたちが修学旅行的な形でおいでいただきました。1グループ30人前後だったと思います。市内1中学と5小学校で受けていただいて。まず、それを受けていただいた教育委員会並びに学校の皆さんにお礼を申し上げたいなと思っております。急なお話でしたので、なかなか急な対応していただけたということは、教育現場の中では年間行事というものを組んだ中で動いておりますので、かなり高度なご理解をいただいたという具合に感じております。

それで、まず国際交流につきましては、昨年度の一般質問等でもお答えいたしましたように、まず葛城市として姉妹都市提携を2カ年以内に、2つを目標にというお話をさせていただいたところがございます。その目的の1つは、まず子どもたちに関する部分、それと観光に関する部分での国際交流を目指すようにということで、今現在、その選定にかかっている最中でございます、平成30年度には決定をする必要がございますので、その旅費等も予算に計上させていただいております。

それで、今回の中国の子どもたちの交流、市内の小学校、中学校の子どもたちの交流現場を拝見させていただきました。その中で感じますのは、確かに言語という言葉の交流という部分は、短期的に見れば例えばこの10年20年を見れば、非常に必要ではないかと感じており

ます。ただ、その考え方というのはもう何十年も前から実はあるんですね。私の子どものころも当然学校では英語を習っておりましたし、国際的なというその部分についてはあるんですけど、なかなかそれが進んでいないというのが実情やと思います。自然な形での交流事業が必要なのかな。ですから、姉妹都市提携のエリアにつきましても、英語圏もしくは中国圏、それと必要なところは時差がないところ、その3点を前提とした中での選定をするというのは、まさに子どもたちの教育現場での交流事業を考えた中での選定の1つの要件にしております。ただ、今回中国の子どもたちが来たときに、私、話すつもりじゃなかったんですけど、陰に隠れていたら見つかってしましまして、挨拶ちょっとお願いしますとおっしゃったんで、お話ししたんですけども、まず子どもたちに感じていただきたいのは、この交流することによって地球というものをまず感じていただきたい。この大きな宇宙で奇跡的に、何億年という時間の中で奇跡的に時間を共有している、また、本当に宇宙の中の針の先のような、本当に小さな地球という惑星の中で、空間を共有している、これはまさに奇跡の重なりでございます。その中で子どもたちが同じ仲間であるということを感じていただきたいかった。俗に言う、地球船宇宙号の一員であるということを感じていただきたいかった。その空間と時間のレベルで仲間意識を持っていただきたいという思いもあって、そういうお話を少しだけさせていただいた記憶がございます。言語につきましては、いずれ時間がたちましたら、例えば技術革新の中でAI等が発生いたしますと、同時通訳という形になっていくかもわかりません。ある種、昔のそろばんと計算機との関係のようなこともあり得るかもわからない。でも、子どもたちにはその仲間意識を持つことによって、もしくは人間の本来の人間力を持つことによって国際的な感覚を、地球的な感覚を持っていただきたいというのが1つの、私の私見としての国際交流の最終的な姿なのかなという感じを持っております。

それと、あと、相撲館につきましては合併前には実は當麻町時代には5,000人前後の集客があったんですけども、一時低迷していたところが現在回復してきていると。それと今回聞いておりますと、今年になって非常に海外からの伸びがあると、もうほぼ昨年度のインバウンドの人を超えていると、当然百数十名の中国の今回の修学旅行生の皆さん方のカウントを含めた中でもそれは、前年の実績を100名くらい超えているということでございます。観光につきましては、いろんな総合的な政策の中で最終的に観光というのは税金を使うものですから、必ず地域の税金を使うものについては地域がそれだけの潤いが出るということが大前提でございますので、総合的な感覚で対応していくものやと思います。

議員ご指摘の、民泊のある種目的型の民泊というのは、非常に考え方としてはすぐれている部分ではあるのかなという具合に感じております。修学旅行生の誘致に関しましては、葛城市のみでという形ではなく、ある種地域といいますか、私の場合は東西に奈良県を観光誘致できないかなということをご提案しておるわけなんですけども、そのエリアの中でのやはり誘致活動をしながら市内の観光の開発ということも含めていきたいなという思いでございます。

それと、ママスクエアの件でございます。テレワークというご質問は過去にもいろんな議員さんがされておまして、その1つの結果やと思っております。ただ、導入の方法につい

てはかなり検討する必要があるのかなという思いがいたしております。税金のことですので、公平性といいますか、その理由づけがしっかりとしていないといけないのかなという思いでございます。今回の導入のあり方としては設置に対して国の税金として3,000万円をお使いになっている、それがあつて公平性があるのかということは、検証する必要があるのかなという思いでございます。

空き家対策と、ほかの事業と、いろいろ総合的に考えていきますと、ピンポイントの議論になってしまいがちになると思います。ですから、ある種民泊、空き家、国際交流、それも教育と観光という別の分け方をしないと、そのために子どもたちを利用するという形に学校教育現場を利用するという形になってはいけませんので、ある種やはり分離した中で精査をして、それでどう組み上げていくのかというような判断の仕方に変えていかないといけないのかなという思いでございます。かなり多岐にわたりましたので全てにおいて返答できたかどうかわかりませんが、私の質問に対する答弁にさせていただきます。

以上でございます。

川村副議長 奥本君。

奥本議員 市長、ただいまの非常に多岐にわたるお答えありがとうございました。今、お話にございましたように特に観光については、エリアで考えるというお考え、非常に私も賛同できます。やっぱり葛城市の幾ら隠れた資産、コンテンツを見直しても、限りがあるわけですね。それを例えば、広域的に目を向けると隣の香芝市あるいは御所市、あるいは橿原市の方、明日香と連携するというところで補い合うということも可能となってきます。観光客というのは葛城市だけを目指してくるんじゃないんです。その辺でうまく連携をとれたら、非常に効果的なメリットも出せるんじゃないかと思うわけでございます。

それから、テレワークのことですね。今お話にございましたように、ママスクエアに関しては交付金を使って誘致されているんですけども、今現状、その交付金というのがなくて、いろんなお話を聞くと運営形態の中で家賃にかかわるところはどうかとか、その辺の詳しいところまで調べていくと恐らく維持できるのかどうかというのが見えてくると思うんですけども、最終的にやっぱり来られる企業さんがいらっしゃったらそこに対してもメリットを示していかないと、こういう話はどこが得をするという話ではなかなかいかないと思います。おっしゃるように、教育もそうですし、この福祉のことも考えて相対的にどこがメリットを出すというそれを求めるのではなくて、やっぱり総合的な形でいろんなできるだけみんながウイン・ウインになるような状況で進めていけるのが理想かなと、今お聞きして思いました。

非常にこういういろんな国際交流事業、民泊、空き家の利活用、雇用創生という話まで及びましたけども、それぞれが密接に接しているところもございまして、なかなか従来の1つの部局だけの取り組みというのでは、対応できないところも今後出てくると思います。同じ理由が多分、葛城市だけじゃなくてほかの自治体でも同じことを考えてらっしゃると思うんです。その同じことをするのではなく、やっぱりそこで1つ抜け出して葛城市独自の色を出していく、カラーを出していく、葛城市の強みを生み出していく、そういうことが今後市

民が期待することではないかと思っております。今回、なかなかすぐに結論とかいうところまでお話しはできなかつたと思うんですけども、今後また引き続き、関係各位の方でそれぞれ進めていただければと思います。

本日はどうもありがとうございました。私の一般質問を終わらせていただきます。

川村副議長 奥本佳史君の発言を終結いたします。

次に、12番、藤井本浩君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

12番、藤井本浩君。

藤井本議員 それでは、私の一般質問をさせていただきたいと思えます。

3点ございます。1点目は3年後に迫っておるわけでございますけども、2021年関西でワールドマスターズゲームズというのが行われます。近畿地方、また中国地方、四国地方等で、いわゆる関西で世界から32競技また55種目という世界の大会が行われる。これは、第10回の記念大会で、アジアでは初めてということでございます。その中で奈良県では2つ、葛城市も綱引きという種目で開催地というふうに決定されておりますので、そのことについて、意気込み等お伺いをさせていただきます。

2点目、学校給食については、昨年の改選前の9月議会、また改選後になりました12月議会でも取り上げてきておるところでございます。それ以降の学校給食の状況、問題点、課題等改めて確認をさせていただきたい。また、その成果等についてもお示しをさせていただきたいというふうに思えます。

最後に、3つ目ですけども、ご就任されて1年を経過されました松山副市長、杉澤教育長、他市から葛城市においでをいただいて、このまちのために特別職として高いところから大きな目で葛城市を見ていただいていると。葛城市というのはどのように評価されているのか、強み、弱みというのはどういうものがあるのか、課題等お示しもさせていただきたいなど。この辺、皆さん方も楽しみにされているだろうと思えますので、これを3番目にさせていただきたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

川村副議長 藤井本君。

藤井本議員 それでは、今冒頭に申し上げましたけれども、2021年葛城市、綱引きの開催地となっておりますワールドマスターズゲームズ、このことについて質問をさせていただきたいとこのように思えます。

その前に、私、葛城市が開催地として決定をされたこの経緯の中にやはり葛城市の体育関係者、昔からこの綱引きについて取り入れようと積極的に頑張ってきた、それをまた歴代の理事者が応援をしてきたと。そういった成果から葛城市が開催地に指定されたのであろうというふうに、歴史的なものも感じながら喜んでおるところでございます。しかし、これももう2021年5月15日から5月30日ということで、よその関西のほかのまちでは、関西マスターズこれを成功させるためにということで、イベント等も行われているところもあるわけです。しかし、葛城市の状況を見ますと、先般2月1日でしたか、私たまたま奈良県庁におったわけですけども、ここで夕刻でしたか、この関西マスターズゲームズの奈良県としての準備委員会の発足式というんですか、そういうものが行われていたと。そこに副市長と教育

長も出席をされていたと、このように聞いておるところでございます。今まだそういう段階にあるわけですが、3年というのは非常に早いです。市民の方、これ何人の方が知っておられるのか。体育協会、体育関係の方はご存じかわからないですけども、まだまだ浸透していないというのが事実でございます。そんな中で質問をさせていただきたいと、このように思います。

まず、関西ワールドマスターズゲームズについて、その概要についてお示しをいただきたいです。

川村副議長 和田教育部長。

和田教育部長 教育部長の和田でございます。よろしくお願いたします。

まず、ご質問のワールドマスターズゲームズの概要についてでございます。ワールドマスターズゲームズは、国際マスターズゲームズ協会が4年ごとに主催する、おおむね30歳以上のスポーツ愛好者であれば参加できる生涯スポーツの国際総合競技大会でございます。第1回大会は、1985年にカナダのトロントで開催されました。その第10回記念大会が2021年に開催されるに当たり、国際マスターズゲームズ協会と、関西広域連合との間で2013年11月に基本合意され、関西広域連合加盟各府県市において開催されることになりました。その後、大会開催組織として、一般財団法人関西ワールドマスターズゲームズ2021組織委員会、これが関西広域連合とは別組織で発足されました。その組織委員会に対して、葛城市が綱引き競技の開催地として申請しておりましたところ、平成28年10月26日開催の一般財団法人関西ワールドマスターズゲームズ2021組織委員会の第2回総会において32競技55種目の会場地がそれぞれ決定され、その中の1会場として葛城市が正式に決まりました。奈良県内ではほかに、吉野町でカヌー競技が開催されることになっています。なお、この大会は東京オリンピック、パラリンピックの翌年の2021年にアジアで初めて開催される大会でもあり、関西地方の大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、和歌山県、奈良県、及び周辺の鳥取県、岡山県、徳島県も会場として、5月14日から5月30日の17日間で開催されるものでございます。

川村副議長 藤井本君。

藤井本議員 今お聞きして初めて知りましたが、平成28年10月、もう既に決まっていたという話ですよ。済んだ話はもう今から言ってもしょうがないから私はそれでいいと思うんですけども、平成28年10月ですからもう既に1年余りが済んでると。ほんまに先ほど申し上げましたように、このような大会が葛城市で行われることを市民は本当に知らないと思います。これから必死になって準備をしていただけたらと思っておりますけども、まず市民の方にそういったものを認知していただく、楽しみにしていただく、その準備を市を挙げてやっていく、これが必要であらうか。また、それを課せられた阿古市長、それに応えてやっていかなければならない、このように思っておるところでございます。

国としては、この間韓国でオリンピックもございました。やはりテレビで皆さん一生懸命見られたと思うように、日本においては2019年ラグビーワールドカップがあって、2020年東京オリンピックがあると、翌年の2021年この年に、このワールドマスターズゲームズというのが行われる。これは一体として考えているんだというのも国の考え方ではなかろうかと、

このように思います。それはそれで私は正しいであろうというふうに思っております。それでは、質問を続けてまいりたいと思いますけども、こういったことに対する、もう3年後に迫ってるわけですけども、葛城市、また奈良県として、奈良県は先ほど説明にございましたけれども吉野でカヌーがあって、あと、葛城市の綱引き。この2つが指定されている。あとはほかの関西での都道府県で種目されるわけですけども、具体的に今決まっているというか、予定をしている、どの会場を使ってしようとしてされてるのか、葛城市だけの会場で足りるのかどうか、また今までの経験上、第10回の記念大会、今までから9回やられているわけですから、世界からまた日本からどのくらいの方が来られて、そういう会場のこと、人数のこと、どれぐらいを今の現時点で結構ですから、予定をされているのかお示しいただきたいと思っております。

川村副議長 和田教育部長。

和田教育部長 今年度から正式に準備を進める中で、先月2月1日でございますが、ワールドマスターズゲームズ2021関西奈良県実行委員会設立総会が開催され、奈良県実行委員会が組織されたところでございます。今後は、本市で仮称ではございますが、綱引き運営委員会の設立に向けて準備を進めてまいるところでございます。

開催会場の方でございますが、葛城市民体育館をメイン会場といたしまして、競技、開会式、決勝トーナメントの開催を予定しております。また、予選リーグ等を、當麻スポーツセンター、総合体育館を含めて香芝市総合体育館、広陵中央体育館にも会場地としてのご協力をお願いしてるところでございます。詳細な内容は、今後決定してまいります。参加人数につきましては、国内外あわせておおむね80チーム、1,000人程度を想定しております。ただし、選手、役員以外の関係者や家族などを含まれますと、その人数は更に膨れ上がるものと想定しているところでございます。

以上でございます。

川村副議長 藤井本君。

藤井本議員 この大会の基本理念というのを読んでみますと、簡単にこの辺話したいと思っておりますけども、やはり来ていただく方へのおもてなし、またこの大会を通じましての地域の創生、また地域の活性化、こういったこともこの大会の基本理念として掲げられておるところでございます。数少ない、私が思うに葛城市にとってチャンスではなかろうかと思っております。それは海外まで行かなくても、日本に、葛城市はこうやというところを発信させるのに非常に大事なところであろうかこのように思っておるわけでございます。今回の一般質問については既に8人の方終わられているわけでございますけども、非常にどっちかというのと、とまって考えようというような話が多い中で、先の楽しみとして、市民と一緒に考えてまいりたいとこのように思うわけでございますけども、その中で今申し上げてる地域の発信とか、今後地域を盛り上げていく、そういったところをどのようにお考えいただいているのか、続いて質問させていただきます。

川村副議長 和田教育部長。

和田教育部長 ただいまのご質問でございますが、2019年にラグビーワールドカップ、2020年に東京

オリンピック、パラリンピックが開催されることから、世界の関心がスポーツに向く機運を契機に国際的な大会として関西ワールドマスターズゲームズが開催される大会でございます。この大会全体の開催費用でございますが約28億円となっており、企業協賛金や自治体負担金、参加料などで賄われることとなりますが、海外から約2万人、国内から約3万人の参加者を見込んでおまして、これらの数値と過去の大会実績によるデータをもとに、スポーツコミッション関西、ここの試算によりますと、近畿圏域への経済波及効果は約140億円ということになっております。2009年のシドニー大会の事例でございますが、大会参加者1人当たりの観光消費額、宿泊、国内交通費、参加費、食事、お土産、観光等でございますが、海外参加者が約28万円、国内参加者が約17万円、日帰り参加者が約4万5,000円となっておりまして、海外参加者は大会日数10日間に対し、約16日間滞在、国内参加者は9日間となっております。また、開催地での競技参加だけではなく、周辺地域への周遊を呼び込む計画も進めてまいりますので、葛城市の綱引き競技参加者だけではなく、近隣府縣市並びに関西一円に競技参加者が来訪されますので、葛城市への観光周遊の誘致にもつなげる所存でございます。

以上でございます。

川村副議長 藤井本君。

藤井本議員 観光とか、いろんなお話の中で今回の一般質問でも何人もの方されてましたけど、なかなか人を呼ぼうというたって来てもらえるものではないというふうに思います。今回このように関西マスターズということで、来られるというのはもう3年後にぶら下がってるわけですね。そうしたときに早く市民の皆さん方にもお知らせをして、どういうおもてなしをやっていくか、どういうふうな形でやっていくかということですね。先ほど前回の事例を出しながら、16日間滞在されるとか、いわゆる期間もかなりの日数、海外からでも滞在もされる。なら、宿泊についてどうされるのか。今回の議会では今年の6月からでしたか、法改正される民泊についてのお話が、複数から出てまいりました。そんなんも利用して、これも1つのきっかけとして利用しようとしてるのか、いやいや場所だけ提供して、宿泊は大阪なりどこかでやってもらうけども、ただこういうところには力を入れていきたい。食事だけでも葛城市の名産として食べてもらいたいとか、この辺、市長は市の代表として意気込みというものをお見せいただきたいなとこのように思います。

川村副議長 阿古市長。

阿古市長 関西ワールドマスターズゲームズは、部長が説明しましたように4年ごとに開ける30歳以上のスポーツ愛好者であれば参加できる生涯スポーツ国際総合競技大会でございます。約9県、1府8県のエリアの中で開かれます。その中で、ほぼ海外が半分国内半分というような方が訪れられます。競技者としては大体1,000名規模。この国際大会ですけども、あくまでそういう前提の大会やということをお聞きしたいと思っております。その中で葛城市においては、今現在かつらぎの森という宿泊所がございます。一応そこをできるだけお使いいただきたいということは訴えてまいりたいと思っております。それと、趣味の大会ですの

で実は海外からおいでになる方は、ある種裕福な方が来られる場合が非常に多いです。ですから、その場合に果たして民泊が向くのかどうかというのは、また検討しないといけないと思いますけど、その事象をまずどういう感覚のものになるのかということ把握した中で個々の対応をとりたいなと思います。人口規模はそうなんですけど、実は、今度平成31年に中体連のサッカー大会を葛城市でお受けすることになっております。そうしますと、全国から大体6,500の方がおいでいただくことになります。ですから、やはりこの大会に向けてということだけではなくて、葛城市の、議員がお話しになっているおもてなしという部分では、これからやはりいろんなものを考えていかないといけないと思います。当然食べる場所も今現在ありませんし、宿泊所においても、葛城市で泊まってくださいという胸を張って言えるような、例えば宿泊所も今のところはないという中で、果たしてどうしていくのかということはこのからの課題やと思っております。

以上でございます。

川村副議長 藤井本君。

藤井本議員 総じて、2月1日に県の方も準備の委員会、準備会というのを結成されたところですからこうなるのもしょうがないですけども、3年というのは非常に短いと思いますよ。市長が就任されて1年余りですから、3年はすぐです。1年前からこんなんやろか、あんなんやろかと言ってもなかなかできない。このところは、我々もどちらかという頭がかたい。皆さん方も、やわらかい方もおられるけども、市民の声というものもよく聞きながら、受け入れをする、おもてなしをしていくと。数の問題で、先ほどサッカー大会の話、市長から今ございましたけども、日本から来られるというのと違って、やはり世界数カ国から来られる、葛城市に足を運んでいただける、その家族も来られるということになれば、子どもも来られる。子どもらは葛城市に来て何を思って帰るのかと。また、それを受け入れることによって、先ほどもございましたけれども葛城市の子どもたちはどのように思うのか。この辺までまだ時間ございますので、ゆっくり考えていただいて、ぜひこの大会というものを成功させていただきたいなということをお願いして、次の質問に入らせていただきたいというふうに思います。

それでは、次に、葛城市の学校給食についてということで、質問をさせていただきます。この質問は9月、12月とさせていただいて、理事者の方、部長の皆さん方、毎回言うところなということで聞いていただきたい、それだけ私にも思いがあるというふうに受けとめていただきたいと、このように思っておるところでございます。

12月、ちょっと歯切れの悪いところで終わっております。今回の議会だよりも載せましたけれども、私は何を思ってこの学校給食について意見を言っているかということ、学校給食会から外れて大阪へ委託業者を持っていった、これをずっと言うてるわけです。それが結果としていい結果を出しているのであれば、それでいいですけども、なかなかそれが見えてこない。こういうところ辺で、議論を続けておるところでございます。12月はどこで終わったかということ、いわゆるこの大阪の業者に持っていった事象というのが、今まで長年葛城市で学校給食をお願いしていた業者さん、異物混入というものがあり、そこへ、修理のときに修

理業者さんのミスでナットですか、入ったと。これを機に業者をかえられたと。ここからスタートしてるわけです。昨年の2学期からご飯のみですけれども、大阪の業者さんから葛城市の子どもたちに大阪で炊いて運んでいただいております。それは学校給食会も指定業者ではない。指定業者ではないということに問題があるじゃないかと、こういうことをずっと提言をしてきた。

大阪へ持っていかれて例えば、異物混入が減ったというのであれば、それは成果ありやと思います。しかし、12月の段階ではいわゆるご飯だけを捉えてみると、減っていないということがございます。かつ、米代、加工賃が上がっておる。値段は高くなって、変わっていないと。おいしくなったのか。おいしくなったなら食べ残しが減る、なかなかそれを計量するのも難しいと思いますけれども、全体として、おかずやいろんなものを含めて食べ残しというのは多い状況のまま横ばいで推移しているという状況でございます。それなら何のためにやったのか、このことを私は申し上げている。ちょっと振り返るためにも、それ以降、1月、2月、いや違います。改善されていますというものなのかどうなのか、現状を正確にご答弁いただきたいというふうに思っております。いわゆる12月議会以降の分ですね。お願いしたいです。

川村副議長 和田教育部長。

和田教育部長 ただいまのご質問の12月以降の異物混入事案ということでございますが、件数といたしましては、4件でございます。まず1つ目が平成30年、本年でございますが、2月6日當麻幼稚園で発見されました、ご飯を攪拌するときに使用する1ミリ程度の樹脂製歯車の一部が破損して混入していたものでございます。これに対します対応といたしましては、攪拌機の使用中に歯車の破損がないか定期的な確認と目視検査の強化を高めるよう対策することを指示したところでございます。また2つ目といたしましては、同じく2月でございますが、2月8日これも當麻幼稚園で発見された事案でございますが、釜のふた受け部分にご飯が付着し、焦げとなって入っていたものでございます。自動炊飯システムで炊飯釜のふた受け部分にご飯粒が付着し、そのまま炊飯され炭のように黒くなったものでございます。これに対しましての対策の方でございますが、炊飯前の作業工程において炊飯釜のふた受け部分のチェックの強化と、配送容器へ盛りつけ後のふたをする際も目視検査の徹底を指示したところでございます。次に3つ目でございますが、2月13日、これは学校給食センターの方で確認された事案でございます。学校給食センターの調理員がおひつの中に長さ9センチメートル程度の毛髪を発見いたしました。毛髪へのでん粉付着はなく、炊飯後から喫食までの間の混入の可能性がございます。作業員全員にこれにつきましては通知、頭部、着衣のみならず、両腕肘部分もエアシャワー室での着衣をたたきながらみずから回ることと入念なローラーがけの徹底、作業中に集中力を切らすことなく異物確認の徹底を指示したところでございます。4つ目が2月14日でございます。當麻小学校で確認されたものでございまして、ご飯のおひつのシートはかぶせておりますが、そのシートに黒い異物が付着していたというものでございます。これは、炊飯釜の側面に手袋が触れて、アルコール消毒した手袋に付着したすすがおひつのシートに付着したものでございます。作業前に必ず着衣や手袋に汚れがないか確認、

またアルコール消毒の手順の再教育、それからビニール袋のセット作業の複数人数でのチェック強化を指示、そういったことを対策とさせていただきました。

以上でございます。

川村副議長 藤井本君。

藤井本議員 正確にお答えいただきましたことには感謝したいというふうに思います。しかし、依然としてこれ、ご飯だけでこれだけ出てるわけですね。給食センターの調理員さんも確認をされていると、そういったことは私は評価したいと思う。その人が見つけられたということですね。そういう状況がまだ続いているわけですね。

食べ残しはどうかというのをお尋ねしたはずなんやけど、食べ残し、どういう状況になってますか。

川村副議長 和田教育部長。

和田教育部長 食べ残し、いわゆる食物残渣の状況でございます。平成28年4月から1月までの食物残渣は22.04トンでございました。同じ時期の平成29年4月から1月までの食物残渣は20.30トンで、減少傾向ではありますが、ほぼ横ばいということでございます。

川村副議長 藤井本君。

藤井本議員 今、食べ残しの残渣、平成28年22トンやと、平成29年からは20トンやと、減ったということですけども、食べ残しというのは一緒くたにされますから、ご飯もおかずも何もかもされるから、その原因というのはわからないわけですけど、いずれにしろ、多くの食べ残しがあるということですよ。こういったところを改善しないといけないと。次の課題としてこれは確認しておきたいというふうに思います。12月のときに、続けてお話をさせてもらいたかったんですけど、時間がなくなってできなかった。私は、大阪の業者さんが悪いとは全然言うてませんよ。大阪の業者に行かれたことで、奈良県の給食会からちょっと外れてしまったと。その中で問題は何かといったときに、いわゆる奈良県の学校給食会が供給しているお米というのは、ビタミン強化米、ビタミンを多く入れているわけですね。いわゆるサプリメントのような形であろうかと思えますけども。それを奈良県の子どもたち、奈良県給食会から一括購入されたお米、安心できるお米と、県の給食会が言うてるのは、最上級のお米を給食会から買って、それを給食の各市町村に送っていると。これが大阪に行ったので、ビタミン強化米というのが奈良県給食会はできませんということで、ビタミン強化米ではなくなった、いわゆる栄養価が下がるというこのことについては9月議会でも指摘はしたんですね。覚えていただいているかと思えます。それなら、どうするんだと。減少したビタミン分はおかずで補いますと、こういう答弁をここでしていただいているわけですね。それは理に合います。ご飯で減った分のビタミンを、おかずで補います。ただ、そんな簡単なものではございませんよという中で、そのようにご答弁をされた。私、ちょっと後からまた時系列の順番が変わるかわからないですけども、この2月、先月ですね、給食センターの方に外向きまして、どれだけ前年よりも給食全体の米を除くビタミンがふえているのか教えてもらいたいということで、給食センターの方に外向きました。出てきたのは、9月から学校給食会外れましたから、9月、10月、11月、12月とこの辺くらいの資料を見せていただいたわけですよ。とな

ると、皆、ビタミンの摂取量は減ってるんです、前年に比べてかなり大きく、減ってるわけです。ご飯で不足する分はおかずで補いますねん、でも実際減ってるわけです。市長、笑ってる場合じゃないですよ。ほんまに、減ってるわけですね。これどうなってるのか、先に部長お答えください。

川村副議長 和田教育部長。

和田教育部長 ビタミンの件でございますが、まずこのビタミンの摂取量でございますが、学校給食実施基準、こういったものがございます。この中で栄養素基準では1日の摂取必要量のうち、ビタミンB1、B2、これはビタミン強化米に含まれるビタミンでございますが、このビタミンB1、B2は学校給食でその40%を摂取するものとして摂取基準量はともに0.4ミリグラムとされてるところでございます。このビタミン強化米使用時のまず平成28年10月のビタミンB1は0.58ミリグラム、ビタミンB2は0.55ミリグラムでございました。これに対しましてビタミン強化米を使用していない平成29年10月のビタミンB1は0.36ミリグラム、ビタミンB2が0.50ミリグラムとなっています。同様に平成28年11月のビタミンB1は0.55ミリグラム、ビタミンB2は0.58ミリグラム、これに対しまして平成29年11月では、ビタミンB1が0.38ミリグラム、ビタミンB2が0.48ミリグラムでございました。同様に平成28年の12月のビタミンB1は0.50ミリグラム、ビタミンB2が0.52ミリグラムに対しまして、平成29年12月ではビタミンB1が0.39ミリグラム、ビタミンB2が0.55ミリグラム、平成29年1月のビタミンB1は0.57ミリグラム、ビタミンB2が0.59ミリグラム、これに対しまして平成30年1月ではビタミンB1が0.40ミリグラム、ビタミンB2が0.55ミリグラム、平成29年2月のビタミンB1は0.58ミリグラム、ビタミンB2は0.56ミリグラム、これに対しまして平成30年2月ではビタミンB1が0.40ミリグラム、ビタミンB2が0.51ミリグラムとなるところでございます。昨年の10月から12月までのビタミンB1の方でございますが若干基準を下回っているということでございますが、その後はクリアしておりまして、摂取基準はおおむね満たしていると考えているところでございます。摂取基準を若干下回っていたことにつきましては、反省点として捉え、今後も安定的に摂取できるよう、ビタミン強化の意識を持って取り組んでまいり所存でございます。

以上でございます。

川村副議長 藤井本君。

藤井本議員 これ、話が変わってるんですね。9月時点でお話をした、また12月のときも同じ話をしていると思うんですけども、いわゆる県が支給をされているビタミン強化米の減った分をおかずで補うと、こういうお話だったかと思うんです。それが今のお話を聞いてると、昨年の2学期から変わったわけですが、そのときはどーんと減ってしまったと。いわゆる、基準値まで下回ったというんですよね。今、ようやくその基準値まで来た。でも、それ以前は、その基準値を超えて、ビタミンというものが強化されて、葛城市の子どもたちが食べていた。私は今までどおりのところへ持ってきてもらうもんやと、このように思ってたけども、今、部長のお答えですと、基準値さえも初めの三月、四月は下回ったけれどようやくこの基準値というんですかそこまで持ってこれました、これ話が変わってます。非常に大事なとこ

ろやと思いますよ。本当に目が行ってなかった、基準値を下回っていたなんていうのは、奈良県の市町村の中で大阪の業者に委託する、こういったこと葛城市だけがやっている。危険ですよと言いながらやって、この結果ですわ。こういうときは、ほんまに私怒るのがいいのか笑うのがいいのか。しーんとされるけども、言ったこと違うでしょう。そういう状況だけを正確に教えていただいたということで、それはそれでいいとしましょう。私は思うんですけども、学校給食会の米と比べて含まれているビタミンB1とB2が確かに減っている。しかし、見てみるとビタミンCも前年に比べて減ってるんですね。これはまた委員会でお話をさせてもらいます。栄養そのものに、私は目は行ってなかったと思う。おかずの中でご飯で減った分のビタミンを補いますと言うときながら、できていなかった。目が行ってなかったと思いますよ。大きな問題です。法には触れないのかわからないけども、これは立ち話での議論ではない一般質問です。市民の方も多く見られているでしょう。今後どうしていくのか、この辺のところの考え、前に座っていただいている特別職の三役の方、どなたでも結構ですのでちょっとまとめといていただきたい。

川村副議長 杉澤教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。先ほどビタミン強化米を使わない分、献立でカバーしますと言ったのは私でございますので、私の方で答弁させていただきます。

藤井本議員の方からこうやって議会のたびごとに、さまざまな給食のご質問をいただいて、しっかり勉強させていただきました。ビタミン強化米等についても勉強させていただいたんですけども、前にこう言ったときに、ビタミン強化米で足りない分を献立でカバーしてくれと、これを給食センターの方に依頼というか指示をして、所属しております栄養職員等が一生懸命苦勞してくれてその結果、今議員ご指摘のその数値を確認してないやないかと、こう言われたら、私そこは謝るしかないと思うんです。数値一々確認はしませんでしたけれども、職員なりに工夫はしてくれてるなというふうに感じておりました。今後この数値の方は、しっかりと点検をしていきたいというふうと思うんですけども、先ほど申しましたみたいに、先ほど、給食についてさまざまな勉強をさせていただく中で、このビタミン強化米というのは、お米にビタミンB1とB2の液をつくってそこに浸してつくっているお米なんですね。それを普通のお米に混ぜてやっているというのが、現在の一般で言われている給食米になるわけです。これ、考えてみると、足りない分をサプリメントで補ってるのと一緒になりますよね。それで、今回の給食に関するさまざまなことで安全・安心ということを求めていく中で、足りない分をサプリメントで供給していいのか、例えば、今議員のご指摘のあったこの基準をきっちりこれ以上満たしてなかったら、給食として不適格やと、これもう足せというときに操作としては簡単だと思うんですよ。サプリメントを足せばいい。今おっしゃったビタミンCがもし足りない、私確認してませんので申しわけないですけども、足りないとなったときに、ビタミンCを足せばいい。それでは簡単だと思うんですけども、本来の食品の持っている栄養素でさまざまな基準を満たすようにしていきたいというふうに思いますので、確かに、基準からすると多少減っておりますが、それが更に改善できるように今後指示をさせていきたいなと思っております。もう一言だけお願いしたいんですけど、これを即解

決する方法としたら、栄養価の高いものをふんだんに栄養士の方が使えればいいんですけども、限られた予算の中でつくっていくということで、相当苦勞してくれていると思うんです。ですので、学校給食会等でも今後、給食費のあり方についても少し議論をさせていただいて、よりより給食を目指していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

川村副議長 藤井本君。

藤井本議員 サプリメントがいいのかどうなのか、私はそれはわからない。しかし、給食法というのがある、学校給食会があるそれが認めている、全国の学校給食会、都道府県全てにあるわけですね。それがやられている。だからそれが正しいという認識で私はおりますけれども、この是非はまた別個のところでやってくださいね。それで、ちょっと私は残念やったなというのは、こういった場で今給食センターに行ってビタミンが低下しているというのを調べに行ったと言いましたけど、私それ以前に実を言うと、県の方に数回行ってますけど給食会の方と少しお話しさせてもらう機会がございました。私はあくまで議員ですのでこういったことの提案というのはできないかということをお話しました。それは何かというと、確かに葛城市は奈良県の給食会の指定の委託業者じゃなくなったけども、何とかして県の子どもたちが食べているのと同じお米というたらいいかな、ビタミン強化米入りの学校給食米というやつですね。これ、何とか葛城市の方にも供給していただくということはできないでしょうかと、こういうことも帰って葛城市の方で提案してみたいけど、子どもたちのことを思ってです、言ったら何と答えが返ってきたかということ、葛城市さんには、子どものことを考えてそのことは打診をいたしました。しかし、葛城市さんはそれを要らないとおっしゃった。要らないというていいのか、今のところ不要やと。私はこれは残念で、せっかく例外的に県給食会も子どもたちのことを思ってそのようなお話をされてるというのに、なぜ断られたのか、これは残念ではない。このことについて、ちょっとお答えいただきたいと思います。

川村副議長 杉澤教育長。

杉澤教育長 2点お答えします。

1つ目、今の頼んでいる大阪の株式会社松ちゃん給食センターでも栄養強化米を入れて炊くことは可能でございます。でも、これは現在は頼んでおりません。それはやっぱり価格等の問題もあって、ほかの方に材料の方で回したいというのがありました。それが1点です。

2点目、学校給食会の方から米のお話も確かにございました。ではなぜ、それを断ったかということ、学校給食会は給食センターにしか納入できないということでした。給食センターに運んだら、それをまた大阪までこれ持っていかないとあきません。その輸送の方法を探してたら、別に輸送業者を頼んで、配送を繰り返すしかなかったんです。そうすると、今でも先ほど言いましたように、給食費のことにしましてはさまざま問題が、価格を抑えよう、抑えようとしているのに、これは必ず価格が上昇してくるというようなことで、大阪の方に納入できないのかお願いしたんですけども、それはだめだと。持っていくのはあくまでも葛城市の給食センターに持っていくと。これだったらあとの価格の面で合わないの、今回はできないというようなことでお断りさせていただきました。ただしこれも、これは私の考えだ

けと違うと思うんですが、今、株式会社松ちゃん給食センターに搬入してもらってる米について、それと学校給食会が推奨している米とどちらが優秀やというふうなことを言われたら、これは優劣ないと思います。どちらもヒノヒカリの一等米使っております。それから、使っているお米の会社にも私実際見に行かせてもらいましたけれども、会社自体に検査機関も持っておりますし、研究所も持っております。だから、私としたら今入れている精米業者、そこから入ってる米も、本当に安全・安心を追求している賜物だというふうには考えております。

以上です。

川村副議長 藤井本君。

藤井本議員 教育長のお考えというのはわかりました。しかし、確かに県の給食会も葛城市の子どもたちのことを考えた案を出していただいているのと違うかなと、このように思います。運ぶということですけど、大阪から給食炊いたものを持ってきてもらう、そしてお米容器とかと一緒に持って帰ってもらっている。一般的に普通に考えたらできないのかどうかというようなところですね。私はそのように思うんです。奈良県の子どもたちは、ビタミン強化米を食べている、今、優劣はないとおっしゃったけれども、ビタミン強化米というのは市販されてませんから、まがい物的なものは市販されているけど、学校給食会が供給する大塚製薬のビタミン強化米は市販では調達できないようになってます。ぜひとも、この部分については大事なことですので考えていただきたいと思います。

それと、私は大阪の給食について少しお時間をいただいて述べたいと思いますけども、大阪の学校給食というのは、特に中学校給食、非常におくれていた、全国でもおくれていたわけですね。平成20年代前半というのは、全国で給食の実施率というのが、最下位であったと思います。それが、橋下知事にかわって中学校でも学校給食をせなあかんということになりました。学校給食があるのが、いいのか悪いのかを言っているのではないです。学校給食がおくれていたというのは、いわゆる弁当主義をとられていたとこのように私も感じております。県内の私立の中学校を見ても、東大寺学園や西大和学園、智弁学園かて中学校は全てお弁当です。大阪もそのような形でお弁当主義というのをとられてきた。しかし、急遽給食をやろうということで橋下当時知事が提唱された。給食センターがつかれない、炊くことができないということでお弁当屋さんが代行をしてきたわけですね。今委託契約されている、葛城市に持ってきていただいている業者さん、地元の八尾市なり河内松原市にもお弁当、学校給食を卸されています。しかし、大阪の業界というのは確かめてみるといわゆる生徒数の7%か8%の需要というんですか、申し込みしかない。いわゆる教室が30人なのか40人なのか、クラスで3人、4人、その人らしか申し込みでもらってないと、こういう状況になるわけです。そういうところに、奈良県のお米、葛城市なんかは4,000食をとぼーんとお願ひしてるわけですから、そういうことのお願ひってできないものですか、ということをご提案をしておきたいなというふうに思います。この給食についてまだまだ委員会の方でも閉会中の継続審査になっておりますので、先ほどのことも含めてもう少し取り組みやらせていただきたいと思います。それから、今ご飯の会社の話をしてますけども、パンの会社のことが

昨年の9月議会で2学期からご飯を炊いてもらう会社は大阪へお願いしますと、パンの会社について議事録をこれ読んでみますと、どういうふうに答弁されているかと、パンは今、いわゆる今やってもらってる会社の方でやってますけども、これはこの会社がいいから残したのではなく、ここのパンの材料、脱脂粉乳がもう昨年の11月に予約して葛城市の分のストックをしていただいている、いわゆるこの会社がいいというんじゃないですけども、もう材料を供給してある、材料をお願いしてるということですね。あくまで3月までのお話である。というご答弁をいただいている。パンの会社、4月以降どうなるのでしょうか。

川村副議長 和田教育部長。

和田教育部長 ただいまご質問の件でございますが平成30年3月までは、脱脂粉乳を消化するためにパンを継続し、新年度からは週5食全部米飯の方向で考えておりましたが、給食運営委員会でもパンの好きな子どもも多くパンを残してほしい、そういったご意見もいただいたところでございます。そういったことからパンを週1回残し、米飯週4回として給食事業の実施を考えているところでございます。また、パンの業者につきましては、緊急対応時の業者で継続実施の考えでございます。

以上でございます。

川村副議長 藤井本君。

藤井本議員 これももう3月まで、緊急の措置でこの会社にやっていただけてますけども、材料がもう購入してあるから変えれませんか。このときの答えがおかしいんですね。このときこう答えておいて、4月からまたお願いしますと、こういうことですね。

川村副議長 杉澤教育長。

杉澤教育長 大阪の業者につきましては、当然我々教育委員会が探して依頼させていただきました。ただし、パンの業者については私ども探してもなかったものですから、先ほどから議員がおっしゃっている学校給食会の方をお願いして、緊急対応のときにはここのパン屋さんにしなさいと、また4月からまたパンをお願いしたいので、業者を紹介してくださいと言って、学校給食会が紹介してくれたのが同じ業者です。だから結果的には同じですけども、そこに学校給食会の方でお願いしていると、これだけは力説したい。我々が勝手に探して、勝手にやってるわけではございませんので。お願いします。

川村副議長 藤井本君。

藤井本議員 今の教育長の答えが正しいと思います。だから学校給食会のことを聞いて、こうしてるねんと。だから学校給食会のことを聞いて、ずっとやったらいいのところがいますかと、私はずっと言うてるんです。しかし、このパンの部分は聞きました。米飯は葛城市独自で考えます、米飯給食については、学校給食会と絶対に言うこと聞かんでもいいですねんという部分がこっちはある。

時間がないので、給食のことについては委員会の方で改めて続きの方を、質問をさせていただきます。

次に3番目の質問です。副市長、教育長には、葛城市で特別職として頑張ってもらっている。それで1年過ぎました。その中で、葛城市の特徴とはということで質問させていただ

きます。私は葛城市で生まれて葛城市のことしか知りませんので、高いところから見て、葛城市どうなんだと、強み、弱みとか、課題等教えていただけたらありがたい。時間2人で分け合って再質問しませんので、大変わがままな質問になりますけど、どうぞよろしく願いいたします。

川村副議長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。教育長に時間を譲っていただきまして、私の方から先にかかせていただきます。まず、今回このような機会を与えていただきまして、大変ありがたく思っております。ありがとうございます。

さて、平成29年1月27日に私就任をしたわけございまして、おおむね1年1カ月が過ぎようとしております。ご存じのとおり前職は県庁職員、行政職員でございまして、天理市から通っております。

さて、その就任に先立つこと2日前、平成29年1月25日、この日は葛城市が臨時議会を開いていただいております、私の副市長の就任などについてご審議をいただいております。この25日の朝JR万葉まほろば線という非常にみやびな路線名がついております線路の列車に乗りながら参ったわけでございますが、櫛本駅という駅から乗りまして、高田駅で乗りかえて和歌山線に乗りかえまして大和新庄という駅でおりて、そこから徒歩10分。途中電車の車窓でちょうど香久山を過ぎたあたりから、ちょうど二上山から葛城山に連なる西側の山々を見ておりますと、この日は雪が降っております、もうこれはとても言いあらわしようがないといえますか、すごく美しいこれ本当に奈良県かなと思いついておったのですが、それは大和新庄からおりて約10分少々この市役所新庄庁舎へ歩いてまいる途中でも、非常に美しいまち並みなりを見ながら、本当に不思議に思うほどきれいな景色といえますか、景色も美しくて落ちついた本当にいいまちだなというふうにそのとき感じました。この思いは現在も変わっていないところでございます。時間もございませぬので多少はしよりますと、一言で総括しますと本当に開発と保存が調和している、あるいは歴史と現代が調和をした本当にいいまちだなと、よい意味で田舎であるけども、いいまちだなというふうに思っております。

ちょうど先日、生涯学習まちづくり推進大会というのがございました。議員の先生方も多数ご出席なさってましたが、その中で、新庄小学校の6年生の女の子の作文の発表があったわけですが、非常に感心をしました。あるいは、自分も思ってたんだけど、これよその目から見たという議員の導入でもありましたが、逆に、同じこと思ってるなということで非常に感心しましたので、ちょっとご紹介をさせていただきと思いますけれども、「どんどんまちが都会になってしまって完全に田畑も木もなくなってしまったら、新庄は魅力のないまちになってしまう。ちょっとだけ都会で、基本は田舎の半田舎がちょうどよい」。非常にしっかりとした作文で、本当に感心したんです。まさにこのとおりで、私、思っています。立地適正化計画とか、コンパクトシティとか、いろんなことが全国ではいろいろ全国の自治体の課題として言われておりますが、まさに葛城はもともとがコンパクトシティでありますし、本当にいいまちだなというふうに思っております。

これに続きまして本当に、じゃあどんないいことがあるかを事細かに申し上げようと思っただんですが、時間もありませんので、とにかく、歴史、産業、それから人も元気だし、本当にいろんな魅力が葛城にはいっぱい詰まっているというふうに思っております。

さて、では何が弱いのかといったところの私の感想でございます。これらの素敵なところがいっぱいある葛城市のこの素敵なところを葛城のまちの振興に役立てられているのかというと、まだまだこれがつながっていないというふうに感じております。そういった意味では、私たち行政の提案力でありましてか、政策立案能力、もっと頑張らないといけないなと思っております。ただ、一方で、じゃあ葛城市役所の職員が大変劣っているのかといいますと、これもちょっとなかなか数値ではあらわせませんが、私の印象としましては、劣っているところかその能力ポテンシャルというのは、全然劣っていない、頑張ってくれていると思います。ただ、低くはないんですけども頑張り方を知らない、もっと頑張っているんだよということは、職員の皆さん、幹部はここにおりますが、改めて伝えていきたいなと思っておりますし、私も副市長として、今後も葛城市の発展のためによい政策をご提案できるように頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。ありがとうございます。

川村副議長 杉澤教育長。

杉澤教育長 原稿を読むと、当然オーバーしますので。私の方も一昨年の12月9日にご承認いただいて、きょうが8日ですのでちょうど1年と3カ月が過ぎたという感じでございます。また、先日継続してやるようにということでご同意を得たということで、今後も頑張っていきたいなというふうに思いますが、こういう機会を与えていただきまして、本当にありがとうございます。

今、最初に議員の方で僕は新庄でずっと育ったからおっしゃいましたけれども、私も教員生活38年の間の30年が新庄でございますので、私の意見のほとんどは、新庄、葛城市のことでございます。そのことを前提に。いいことはたくさんあります。旧新庄町、旧當麻町の時代も教育施策の方が重視されて、潤沢な教育予算を学校に充てていただいて、すごく投資していただいたことが今に大いに生きております。その過去に投資していただいた分だけではなくて、継続して投資をいただいているということで、教育環境は本当に教育のまち葛城市ということで胸を張っていい状況ではないかなというふうに思います。エアコン導入とか、校務支援システムの導入とか、そのハード面だけではなくて、人的な保障もたっぷりしていただいておりますので、これは本当に胸を張っていいところだなというふうに思います。あと、これだけ言うときます。弱いところですけども、大量退職で入れかわっております。それが今までの流れがうまく継承できているかということに不安な要素がありますので、今度はその辺のところを力を入れていきたいなというふうに考えております。

本当にはしょって申しわけございません。

以上でございます。

川村副議長 藤井本君。

藤井本議員 私も一言だけ言って終わりたいと思います。

時間来ましたけども、私も一生懸命言ってます。市長とけんかしてるわけでも何でも無い。まちをよくしようと思って議論している。これからも市長、副市長、教育長にいろんな質問、また提言等もしていきますけども、これからも葛城市のために頑張ってくださいますことをお願いして、一般質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

川村副議長 藤井本浩君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時24分

再 開 午後3時40分

吉村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

最後に7番、内野悦子君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

7番、内野悦子君。

内野議員 皆様、こんにちは。公明党の内野悦子でございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。ラストバッターでございます。最後までどうかよろしく願いいたします。

私の質問は、大きくは4点です。

1つ目は、小中学校におけるAED講習の実施について。

2つ目は、SNSを活用したいじめなどの相談体制の構築について。

3つ目は、学校施設の整備。

そして、4つ目はごみの収集についてを質問させていただきます。

これよりは質問席より行わせていただきます。

吉村議長 内野君。

内野議員 それでは、よろしく申し上げます。まず1点目でございます。

学校での心肺蘇生教育の普及、推進及び突然死ゼロを目指した危機管理体制の整備についてです。

突然の心停止から救い得る命を救うためには、心肺蘇生、AEDの知識と技能を体系的に普及する必要があるとあり、学校での心肺蘇生教育はその柱となります。我が国では平成16年、市民によるAEDの使用が認められて以降、急速にその設置が進みAEDの使用によって救命される事例も数多くあります。しかしながら、いまだなお毎年7万人に及ぶ方が心臓突然死で亡くなられております。学校でも毎年100名近くの児童生徒の心停止が発生しているとも伺いをいたしました。その中には、平成23年9月の埼玉での小学校6年生の女子児童が駅伝課外練習中に倒れ、AEDが活用されず救命できなかった事例も複数報告をされております。そのような状況の中、既に、学校における心肺蘇生教育の重要性についての認識は広がりつつあります。しかしながら、全国における教育現場での現状を見ると、全児童生徒を対象にAEDの使用を含む心肺蘇生教育を行っている学校は平成27年度実績で小学校で4.1%、中学校で28.0%、高等学校でも27.1%と非常に低い状況にあります。そのような中、学校での危機管理体制として児童生徒、教職員に対する心肺蘇生とAEDに関する講習は、児童生徒の命を守るためには必要不可欠であると思っております。文部科学省発表の学校における学校安

全の推進に関する計画にかかわる取り組み状況調査の中でAEDの設置状況調査データによれば、平成27年度中には小・中学校、幼稚園や特別支援学校を含めた全学校のうち99.9がAEDを設置している、もしくはAEDの設置を予定していると回答しております。このAED、皆様もよくご存じかと思いますが、私も過去に3回講習を受けさせていただきました。でも、いざというときには果たして使うことができるのかと思いますと、機会があるごとに講習を受け、また体験を重ねていかないといけないとこのように思っております。このAED、日本語に直しますと自動体外式除細動器のこの機器は、心臓がけいれんし血液を流すポンプ機能を失った状態になった心臓に対して電気ショックを与え正常なリズムに戻すための医療機器です。心臓は全身に血液を送り込むポンプの役割を果たしております。AEDは操作方法は音声でガイドしてくれるため、簡単に使用することができます。AEDは先ほども申しましたが、平成16年7月1日から医療従事者ではない一般市民でも使用できるようになりました。空港、駅、スポーツクラブ、学校、公共施設、企業等の人が多く集まるところを中心に設置をされています。最近ではコンビニエンスストアのAEDも地方自治体が主管となり取り組みを推進していることも多くなっております。

そこでお尋ねをいたします。本市の学校におけるAEDの設置状況をお聞かせください。

吉村議長 和田教育部長。

和田教育部長 教育部長の和田でございます。よろしくお願ひいたします。

各学校へのAEDの設置状況のご質問でございます。現在、市全体で35台をリースにて調達いたしまして、そのうち12台を各小学校、中学校、幼稚園の方に1台ずつ設置をしているところでございます。なお、本年度調達のリース単価の方でございますが、税込みで月額2,484円でございます。設置場所は、各学校とも職員室付近でございます。

以上でございます。

吉村議長 内野君。

内野議員 各学校、幼稚園、小学校、中学校に全て配置をしていただいているということでございます。そして、その設置場所についてなんです、全国の学校を対象に、設置場所が多かったのはやはり職員室、そして次いで体育館、そして玄関の順番でありました。また、私はこのAED、屋内だと休日や夜間に使用できないということになります。特に、体育館や運動場の使用は、土日、夜間のクラブ等の使用が多いということもあります。設置場所の検討を考えるべきだと思いますが、いかかでしょうか。

吉村議長 和田教育部長。

和田教育部長 AEDの屋外の設置ということでございますが、休日には校舎内は施錠しているため、運動場の利用などでは使用できない状態でございます。AEDの屋外設置についてでございますが、防犯のこともあり屋内に現在は設置しているところでございますが、今後、設置については先進地などそういったところを調べましてまた検討させていただきたいと考えております。

吉村議長 内野君。

内野議員 私もちよっと調べてみました。救命率の向上を目指す愛知県の江南市なんですけれども、

ここは全小学校、中学校15校に野外型収納ボックスに移設し、いざというときの対応強化をされておりました。また、野外型収納ボックスはAEDが使用可能な温度、0℃から50℃に維持できるもので、野外使用にたえられる防塵、防水性能を持ち、気候や天候に左右されずに保管することができます。また、これまで校舎内に設置されていたことから、学校関係者しか使用できなかったが、野外に移設されることで誰でも使用できるようになったとありました。そして、兵庫県の伊丹市でございますが市内23の小・中学校に設置をされたAEDを平成29年8月に野外移設を完了されました。ここでも移設されたAEDは気温の変化や風雨による故障、劣化を防ぐ専用の収納ボックスに保管をされ、誰でも簡単に取り出せるようになっております。本市は全て屋内に設置されており、校舎が閉鎖されている休日など、使用できない状況にあります。一方、休日は学校のグラウンドで地域のイベントや部活動も行われることから、AEDをいつでも使える環境整備が課題となります。野外への移設を紹介させていただきましたが、先ほど部長が先進地をまた勉強させていただいて今後考えていくとのご答弁でございました。どうかよろしく願いいたします。

次に、平成29年3月に公示をされました中学校新学習指導要領保健体育科の保健分野では、応急手当を適切に行うことによって傷害の悪化を防止することができること、また心肺蘇生法などを行うこと、と表記をされているとともに同解説では、胸骨圧迫、AED使用などの心肺蘇生法、包帯法や止血法としての直接圧迫法などを取り上げ、実習を通して応急手当ができるようにする、と明記をされております。教職員の方々に対する心肺蘇生、AED講習はされておられますか。

吉村議長 和田教育部長。

和田教育部長 教職員に対します心肺蘇生とAED講習についてでございますが、小学校と附属幼稚園については、年1回合同で、また中学校につきましては単独でおのおの実施しています。他には、磐城小学校で授業参観日に希望される保護者の方を対象に実施、また當麻小学校では教職員の研修にPTA本部役員の方々に参加されているということでございます。

以上でございます。

吉村議長 内野君。

内野議員 それでは、教職員の方は毎年講習をされているということでございますが、次に子どもの命を預かる教育現場で大切なことと思いますので、今後ともどうか教職員の講習よろしく願いいたします。そして、本市においては、児童生徒に対しての心肺蘇生、AED講習の取り組みもされている学校もあると伺っておりますが、あればお聞かせください。

吉村議長 和田教育部長。

和田教育部長 児童生徒への心肺蘇生とAED講習の実施状況ということでございますが、現在白鳳中学校におきまして子どもも人の命を守れる存在である、応急手当の方法を身につけてもらいたいという趣旨のもと、去る12月20日に各クラス2名の保健委員と、各クラブの代表1名または2名に対して実施し、合計33名で講習を実施しています。生徒の方では、生徒代表としてAEDの勉強をしなくてはと思ったと、またクラブ代表の自覚としてみんなの体調を見ていかなければいけない、また、やってみて実際の場面で使えるか心配、などの感想がご

ざいました。講習では、地域の一員としてできることをやりましょうと教えてもらったところでございます。

以上でございます。

吉村議長 内野君。

内野議員 今、部長の方から白鳳中学校ではクラスの保健委員、またクラブの代表が講習を受けていただいていることがわかりました。そして先日なんですけれども、2月21日の読売新聞にこのような記事がございました。

お隣の大淀小学校なんですけれども、その小学校の6年生を対象に南奈良総合医療センターの看護師の方々が、小学校を訪れて、このAEDの指導をされた記事が載ってありました。その受けた子どもたちは、万が一のときはみんなで力を合わせて命を救いたいなどの感想がありました。本市においても、先ほど部長が言っていた本市での白鳳中学校での取り組みも参考にし、また他の小学校にもぜひ、心肺蘇生、AED講習を広げていただきたいと思いますが、教育長の見解をお願いいたします。

吉村議長 杉澤教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。

2つのこととお話ししたいと思うんですが、先ほどおっしゃったように、中学校におきましては実習を通して救急救命を理解することというのがありますので、授業にのせることはたやすいかなと思います。小学校の方の保健というものを考えますと、3年生からあるんですけれども、これではけがの処置についての理解とか、自分でできる簡単な傷の手当ての理解、というようなことを教えることになっておまして、5年生の保健の中のけがの手当ての中で、豆知識の中でAEDというものを紹介しているようでございます。ですから、授業の中でこれを使っていくということはなかなか難しいかなという感じがします。ただし、本当に委員がおっしゃるとおり、AED、大変すばらしい働きをするものでございますので、経験を積ませたいというふうには思うんですけれども、なかなか時間がとれないというのが実情です。というのは、議員の方も救命講習に参加されたというお話がありましたですけれども、時間が長いですよ。コンパクトではないんです。普通でも2時間、3時間という講習時間になってしまいますので、これを例えば、あすも校長会があるんですけれどもこれがいいから、はい、来年から各学校で実施しろとこう言ったところで、それこそどこで時間を生み出すのかというようなこと、これを十分検討してもらわなければならないというふうに思います。ですので、きょうのご発言すばらしい内容ですので、学校でもどのようにして実現可能かということを経査した上で、実施の方向で進んでくれというような話をしたいというふうに思っております。

以上でございます。

吉村議長 内野君。

内野議員 教育長から、前向きなご答弁ありがとうございます。

私は90分コースを受けさせていただきました。

次、2つ目の質問に移らせていただきます。

ちょっと暗い記事なんですけども、2つ目の質問、おとといの新聞記事でございます。

舞鶴市立中学校で昨年6月、中学2年生の女子生徒が校舎3階から飛び降りて重傷を負った問題で、市教育委員会などの調査委員会専門部会が5日提出した報告書に、女子生徒へのいじめを認定しました。何とも痛ましい、やるせない事情なんですけれども、この学校についても文部科学省の学校基本方針で定められた、いじめ防止対策委員会が機能していなかった、教員間では情報が共有されていなかった、また、いじめ調査のアンケートなどでいじめを発見できなかったなどの問題点が指摘をされたわけでございます。いじめに対する理解が不十分としたそうです。いじめ防止基本方針を策定し、いじめ防止対策委員会の定期的な開催が教員間の情報共有の徹底が求められております。文部科学省によると、2016年度のいじめは全国で32万3,808件が認知をされ過去最多となり、文部科学省の問題行動調査では増加は3年連続で、30万件を超えたのは初めてで、小学校は特に低・中学年の増加が顕著で、いじめの内容では、からかい、悪口、おどし文句などが認知件数の全体の62.5%を占め、インターネット交流サイト、SNSいじめを含む、パソコンや携帯電話などを使った中傷などは、前年度比1,596件増の1万783件と初めて1万件を超え、全体の3.3%がSNSによるものであるとのことでした。文部科学省は積極的に認知して早い段階から組織的に対応する意識が高まった成果で、これまでいじめの対象からはずしていたけんかなども今回から背景を調べ児童生徒が被害性を感じていれば、認知するように求めたことも増加の一因と見ております。この全国的にいじめがふえましたが、本市におけるいじめの認知状況についてをお伺いいたします。

吉村議長 和田教育部長。

和田教育部長 いじめの認知状況ということでございますが、現在葛城市では毎年7月に実施されます奈良県がいじめアンケート調査により、調査を実施しています。対象は市内の各小学校、中学校全児童生徒を対象として実施しております。内容としましては、被害の有無、いじめの場面、加害者、いじめの対応などを無記名で記入し、いじめ被害に遭い悩み苦しんでいる児童生徒の早期発見、早期対応、再発防止及び未然防止のための取り組みにつなげていくために実施しております。また、市単独で12月に2度目のアンケートを実施し、いじめの解消に向け教職員が2学期以降取り組んだことが効果があったか検証するとともに、新たな事象の発見や継続事象の状態の確認をし、更なるいじめの解消に向けて取り組んでいます。

県がいじめアンケートの結果、小学校において学校がいじめと認知した件数は5件、指導後解消したものが1件、指導継続中のものが4件、中学校ではいじめ認知件数が12件、指導後解消したものが5件、指導継続中のものが7件でございます。市独自の第2回アンケートについては現在集計中でございます。現在の各学校の先生方の取り組みについては、担任、生徒指導の先生を中心として、学年また教師全体で情報を共有し、見守り指導を重ねているところでございます。

吉村議長 内野君。

内野議員 ただいま、部長のご答弁で、本市では早期発見のためにアンケートを7月と、また市独自で12月の2回のアンケートを実施していただいているということでございます。さまざま今

解決しているもの、まだ解決していないもの等々数字でいただいたわけなんですけども、本当にこのいじめ問題というのは、解決には時間のかかることかとも思います。そしてまた、いじめる側においては、納得するまで対話をお願いできたらなとそのように思います。

次に、いじめの相談対応をどのようになされているかを教えてください。

吉村議長 和田教育部長。

和田教育部長 いじめの相談体制についてのお尋ねでございますが、市の相談窓口としては、学校の担任、先生方、教育委員会、市の相談窓口として、こども・若者サポートセンターで対応をし、情報共有をしているところでございます。そのほかに、奈良県のあすなろダイヤル、24時間こどもSOSダイヤルがございます。また、いのちの電話相談のカードを各学校を通じて児童生徒に配付いたしておるところでございます。また、中学校については新庄中学校、白鳳中学校に1人ずつスクールカウンセラーに2週間に1回来ていただき、いじめの前段階、友達との関係などを生徒、保護者、教師を対象に相談をしていただいているところでございます。

以上です。

吉村議長 内野君。

内野議員 さまざまな、先生たちと機関との連携のもとさまざま対応を連携をとってやっていただいているということがわかりました。先ほどご答弁の中で、電話によるこどもSOSダイヤル相談窓口の紹介がございました。この24時間いじめ等の相談窓口ですが、平成28年度からフリーダイヤルとなり、前年度は2万件近い電話の相談があったんですけれども、平成28年度は倍の約4万件となっております。フリーダイヤルになったということで、電話をかけやすくなったのかなと、私は思うんですけれども、近年では若年層の多くが電話よりもSNSをコミュニケーション手段として活用、また、SNS上のいじめ等の問題への対応が課題として浮上しております。奈良県が平成29年度、SNSによるいじめ相談の試験的運用を県立高校の生徒及び教職員に実施をされました。昨年10月と12月の2回なんですけれども、2回とも曜日が月水金と時間も2時間から5時間という設定のもとで行われたわけなんですけれども、7件ほどの相談ということで、高校生というのもあるんだと思うんですけれども、そのように奈良県でも施行されております。そして、ほかにも長野県と滋賀県大津市でラインによるいじめ、自殺対策を試行で行った結果、電話に比べ気軽に相談しやすい、また、圧倒的に相談件数がふえた、また、啓発動画の一斉配信などで、紙媒体に比べ低コストで効果的に注意を喚起できるなどのメリットがありました。また、文部科学省は平成29年6月いじめ防止対策協議会を設置し、SNSを活用したいじめ等に関する相談体制の構築にかかわるワーキンググループを開催。平成29年8月にはSNSを活用した相談体制の構築に関する当面の考え方について、中間報告を文書で公表いたしました。中間報告によると昨年はスマートフォンの普及などに伴い若年層が用いるコミュニケーションの手段、SNSが圧倒的な割合を占めており、従来の24時間こどもSOSダイヤルに加え、SNSを活用した相談体制の構築が強く求められております。先日読売新聞の記事に、文部科学省は全国25の自治体で年内にSNSを使ったいじめ相談窓口を設置する公募を通じて25の自治体を選び、各自治体に相談員

の person 費など1,000万円を補助する、無料相談アプリラインなどを使った相談窓口の設置についてでございますが、この事業、県また政令都市にということで補助金があるとそのようにお伺いしております。県にこのラインの窓口ができれば市としても何とか葛城市としてもいじめ防止のために、またラインを使った相談窓口の設置をどうか県の方に要望をお願いしたいと思いますが、教育長いかがでしょうか。また、そして葛城市のいじめ防止基本方針策定についてのお考えもお聞きをさせていただけたらと思います。お願いいたします。

吉村議長 杉澤教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。今のご質問のSNSを使ったいじめの相談という件に関してですけれども、議員ご指摘のようにさまざまところで実験をやられていると、SNSの利用も一般化されているというのは、中学生、高校生がメインだと思うんですね。我々教育委員会としたら、幼稚園、小学校、中学校これをメインに考えていきたいというふうに考えております。ですので、SNSを使った相談というものに関しましては奈良県も試行するというのを今教えていただきましたので、奈良県の様子等を見守りながら今後、市としてどうしていったらいいかということは考えていきたいなというふうに思います。でも先ほど部長の話もありましたように、県も市も近隣の方も電話による相談体制の方はしっかり整備をして本当にウエルカムということで体制はつくっていただいているところです。その辺をいかに子どもたちに知らせるのかということに、今ちょっと力を注いでいるわけですが、そういうふうな方向で、やはりいじめというものは根絶していかなければならない問題ですので、今後も力を入れていきたいなというふうに思っております。

1つご紹介なんですけど、SNSはないんですが、メールによる相談というものは現在も奈良県で行われております。だから、こういうことも一遍動向も見守りながら、いじめの方の対策を講じていきたいなというふうに考えているのが1つ目のお答えでございます。

2つ目のいじめに対する基本方針なんですけども、平成25年に、ご指摘あるようにいじめ防止対策推進法というのができまして、通常、法律ができますと、その基本方針は、まず県が策定して、次に市が策定して、学校が策定するということになりましたが、この時は法律が出来ると学校が即、基本方針を策定しなさいということでした。ですから、各学校は全て策定しました。

その後、平成28年に県のいじめ防止基本方針が示されました。私ちょうど、現役の校長をしておりましたときに校長会の仕事をさせていただいていたので、その作成にも少しかかわったんですけども、平成27年くらいにほぼできるかなと思ったらそれが平成28年にずれ込んだというのが実情でございます。ですので、各学校のいじめ防止基本方針については、その平成26年あたりでできておりますので、これは確かめましたら、忍海小学校と新庄北小学校はホームページにアップしておりますので、ごらんいただけたらいいのではないかなと。ほかの学校もアップはしてありませんが、作成はしております。それで、市の基本方針は当然あると思っておりましたが、ところが基本方針は策定しているが、それが正式な手続きによりそこまでに至っていないということですので、早急に正式な手続きをとりまして、条例化していきたいというふうに考えております。

以上です。

吉村議長 内野君。

内野議員 各学校のこと、ちょっと私も勉強不足で申しわけありませんでした。また、市としてのいじめ防止条例をつくっていただくということでありありがとうございます。

それでは次に行かせていただきます。3問目でございますが、学校の施設の整備についてを質問させていただきます。

私は、昨年の6月定例会において、公立小学校のトイレの洋式化について一般質問させていただきました。その後、市内学校におきまして10月23日から31日までの間でトイレに関するアンケート調査をされましたが、その結果について教えてください。

吉村議長 和田教育部長。

和田教育部長 学校のトイレのアンケートの調査結果というご質問でございますが、まず、このアンケートの目的でございます。生活様式の変化や、時代の流れにより、トイレも児童生徒の家庭では洋式トイレが大半を占めていることが現状でございます。学校施設においては、耐震化対策につきましては、ほぼ完了となっておりますが、校舎及び設備の老朽化が進んでいるのも現状で、毎年各校、各園ともにさまざまな不具合箇所、修繕箇所が発生しその対応に多額の費用がかかっていることも事実です。とりわけ、トイレに関しては校舎の老朽化対策の中のポイントに便器の洋式化への要望が高まってきています。そこで、まず実際にトイレを毎日使用している子どもたちと先生方に、学校のトイレについてどのような思いを持っているのかを昨年10月にアンケート調査をいたしました。

まず、アンケートの対象ですが、児童生徒用として各小学校の4年生から6年生の1,125名、各中学校の全生徒994名を対象に、また教職員用として各小・中学校教諭全員186名を対象に、無記名式で学年性別のみ記入といたしました。

次に、内容でございますが、アンケートは皆さんが毎日使っている学校のトイレについて今のトイレの感想と、新しくするならどんなトイレになったらいいかを主題として、幾つかの設問により尋ねました。臭いですか、1日何回トイレに行きますか、洋式と和式どちらを使いたいですか、また、それはなぜ、トイレの壁や便器の色は、トイレにあったらいいなど思うものは、などでございます。アンケート結果からの傾向ではございますが、小学生の共通的な傾向といたしまして、多くの児童が洋式トイレを希望、この理由は洋式の方がやりやすい、家でも洋式だからという理由でございます。また、温かい便座の希望というのもございました。

次に、中学校の共通の傾向の方でございますが、臭い、汚い、冷たい感じがするというものでございます。

次に、教職員の共通的な傾向でございますが、臭い、汚い、冷たい、暗い感じがする。原則洋式がよいが、ある程度和式も残すべき。また、使いやすいトイレにするとマナーがよくなる。あと、温かい便座の希望。そういったことなどでございます。

以上でございます。

吉村議長 内野君。

内野議員 さまざまなアンケートのお答えを聞かせていただきましたが、市長の施政方針の中でも、児童生徒の健康維持と、学習に集中できるための環境整備として、順次学校のトイレ洋式化を含めた施設改修を実施していただけるとの施政方針でございました。私は高く評価をいたします。そして、この平成30年にはどこの学校のトイレの改修が行われますでしょうか。

吉村議長 和田教育部長。

和田教育部長 平成30年度のトイレ改修予定ということでございますが、まず各学校の方でございますが、これまで大規模改造なり耐震化工事なりそういったことをやってまいりました。その中で当然当時老朽化しておりましたトイレも、その全てではございませんが、そういった工事にあわせて改修工事を行ってきたところでございます。また、平成29年度につきましては、新庄小学校の管理棟のトイレ、また忍海小学校の屋外トイレ、そういった改修もやってきたところでございます。そうした中で、来年度の予定ということでございますが、磐城小学校の新館の1階、2階の男女トイレと、當麻小学校の北館1階、2階、3階の各男女トイレを洋式化も含めた全面改修を予定しているところでございます。

以上でございます。

吉村議長 内野君。

内野議員 磐城小学校の新館に関しては、私も視察の方に行かせていただいたわけなんですけども、行ったときに先生がそこはあけないでくださいと言われたので、気になってあけると、もう本当に鼻をつくようなにおいがしたわけなんですけども、でも先生方はすごく努力していただいて、その扉に緑とオレンジのペンキを塗っていただいて、もう本当に何とか子どもが気持ちよく行けるように、さまざま努力をしていただいていたことを感じておりました。今回、磐城小学校の新館6年生の教室のところから、1系統でやっていただけたと思うんですが、ありがとうございます。そしてまた、前回も洋式化を調べさせていただいて、この新庄北小学校の洋式化が27.08%という、洋式化の低いのがこの新庄北小学校でございます。ぜひとも、洋式化が低いということで次の計画に入れていただけますよう、どうかどうかよろしく願いいたします。

また、アンケートの件にもどりますけども、アンケートの中には故障して使用できないトイレの改修、修理がなかなかできていない故障のトイレも多数あるようでございます。そういった取り組みはどのようになっておりますか。

吉村議長 和田教育部長。

和田教育部長 においや汚れのひどいトイレにつきましては現場確認を行い、早急な対応が必要なトイレには、修繕費予算の中から可能な限り修繕対応をしているところでございます。また、学校からのトイレ改修要望箇所に対しましては、多額な改修費用を必要とする場合には洋式化を含めた改修予算要望及び国庫補助金要望を行い、全面的改修を行ってまいります。ほかに、日常の衛生環境維持のため、学校管理職が主となり各教諭へ日々の清掃状態や器具等の点検、換気の励行等と呼びかけるよう指導しております。

以上でございます。

吉村議長 内野君。

内野議員 国庫補助事業でこの学校施設の長寿命化計画というこのメニューがありますが、この内容をちょっと教えてください。

吉村議長 和田教育部長。

和田教育部長 長寿命化改修、そのメニューの内容とはということでございます。

学校施設については、これまで建築後の経過年数や、建物の根本的な不具合による改修、すなわち、支障が出てから改修をする事後保全型の改修工事の実施、または改築事業を実施してまいりました。しかしながら、学校施設の老朽化対策が全国的にも急務となっている中、築後または改築後約20年で機能、性能の劣化を原状回復するための改造、すなわち支障が出る前に改修をする予防保全型改修を計画的に実施し、その後20年、築後40年でございますが、で機能を向上させるための改修である長寿命化改修というサイクルを繰り返し、建物の改造、改築までの期間を延ばすための改修のことでございます。今後は、長寿命化改修計画の中に洋式化を含めたトイレ改修も順次取り入れ、アンケートによる意見も参考にしながら、きれいで明るいトイレ改修を計画的に実施してまいります。

以上でございます。

吉村議長 内野君。

内野議員 予防保全対策を主とする年次計画的な維持管理に転換し、施設の機能や設備を良好な状態に保つことによって、使用年数を延長する学校施設の長寿命化を図っていくということがわかりました。学校のトイレ、また、学校年次計画のもとで進んでいくということもわかりました。どうかよろしく願いいたします。そして、また次は違う観点から少しお聞きをさせていただきます。

避難所としての学校ということで、過日このような新聞記事がございました。

避難所としての学校、災害時に避難所として地域住民の命を守る学校施設。2017年度補正予算では、学校施設の防災・減災対策を強化するための予算を手厚くした。文部科学省の調査によれば、避難所に指定されている全国の公立学校は全体の92%を占めている。万一の事態に備え避難拠点として役割を果たせるよう、万全を期すべきである。この点、今回の補正予算で注目したいのは、学校施設の避難所機能の強化を柱にしていることであります。実際、地震や台風などの自然災害に見舞われるたびに避難所として学校に必要な防災機能について、さまざまな課題が浮き彫りになっています。例えば、トイレ問題がありますが、この学校のトイレの洋式化を進めると同時に、段差を解消し車椅子でも利用できるバリアフリートイレの設置も検討すべきでないかと思いますが、このことについてのお考えをお願いいたします。

吉村議長 和田教育部長。

和田教育部長 現在、避難所として学校の体育館の方が指定されておりますが、この中で車椅子の使用されている方が利用できる広さや手すりなどに加えて、車椅子使用者以外の高齢者の方、障がい者の方などの多様な人が利用可能なトイレでございます、多目的トイレというのでございますが、この多目的トイレがあるのは白鳳中学校の体育館及び武道場、並びに當麻小学校の体育館の方でございます。しかしながら、災害時には子どもから高齢者の方、また体の不自由な方々も避難してこられることから、校舎のトイレ改修に加えて体育館の多目的トイ

レの設置について、今後計画的に進めていくことを検討してまいります。

以上でございます。

吉村議長 内野君。

内野議員 多目的トイレも今後計画的に進めていただけるということで、ありがとうございます。

それでは、最後に、ごみ収集について質問をさせていただきます。

平成29年度4月に葛城市クリーンセンターが完成し、間もなく1年がたとうとします。この4月からのごみカレンダーは文字も大きくなって、見やすくなっております。市民の皆様には仕分け等々も大変ご苦勞をおかけしているところでもあります。このカレンダーを見たら、土日以外は、毎日何かしらごみを出さないといけないというような現状でございますけれども、これまでこの1年間クリーンセンターではさまざまなご意見もあるかと思いますが、このごみの収集はどうでしょうか、うまくいってるでしょうか。その辺をお聞かせください。

吉村議長 松村市民生活部長。

松村市民生活部長 市民生活部長の松村でございます。どうぞよろしく申し上げます。

ただいまのご質問でございます。平成29年の4月から新しいクリーンセンターができております。それに合わせまして、新しく分別の品目もふえているわけでございます。平成29年4月からは、月曜から金曜まで、午前、午後と市民のご協力のもといろんな形で収集の方を行っております。スタート時には生ごみ、資源ごみ、容器包装プラスチックなど品目による集積場所が異なる大字もあり、未収集でありましたり、問い合わせも多数ございました。大体約半年経過後の秋ごろからは順調に収集を行っておるのが現状でございます。

以上でございます。

吉村議長 内野君。

内野議員 ありがとうございます。私、今回市民の方々から、高齢化が進むことで、非常にごみの収集場所が遠いというお声もいただいております。今、部長からも毎日何かしら月曜日から金曜日まで出さないといけないということも、伺ったわけでございますけれども、体が不自由でごみなど出せないという方からの要望などはありますか、その辺はどうでしょうか。

吉村議長 松村市民生活部長。

松村市民生活部長 ただいまのご質問でございます。昨年4月からの業務の中におきましては、数件程度でございます。問い合わせの内容につきましては、足が悪いからごみ出しがづらい、また歳をとって、ごみが重たくステーションまで出すのに苦勞しているというような内容の問い合わせでございます。

以上でございます。

吉村議長 内野君。

内野議員 今、部長の方から、やはりそういうふうな市民のお声もあるということでございます。福祉の事業で、生活応援サポーター制度がありますが、その中にごみ出しとか見守り、話し相手等々そういうような内容がある応援サポーター制度でございますけれども、このサポート制度の内容を福祉部長にお尋ねをいたします。

吉村議長 巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 保健福祉部長の巽でございます。

ただいまの内野議員からのご質問でございますが、生活応援サポーター制度ということで、これの制度説明をしてくださいということでございます。ひとり暮らしの高齢者、また高齢者のみの世帯、この世帯を対象に今ご紹介いただきましたように、ちょっとした困り事をお手伝いするという制度でございます。この制度につきましては、地域での支え合いを目的に市が実施する養成講座を受講されたボランティアの方々により、先ほど申された、話し相手や、見守り、また、ごみ出しなどを活動していただくもので、現在30名の方が生活応援サポーターとして登録いただいております。

以上でございます。

吉村議長 内野君。

内野議員 本当にありがたい事業だなと思います。30名のサポーターの方々ではこの全てをカバーができないのが現状だと思います。また、市の方で何か対応を考えていただければと思いますが、参考になるかどうかわかりませんが、先日私、香芝市の方へ行ってきました。ここでは、ふれあい収集というのやっておられまして、このふれあい収集ですが、高齢者または障がいの方の家庭から排出するごみを、みずからごみ集積所へ出すことが困難な方に対し、市が家の前、戸口先にて直接収集するとともに、福祉的観点から声かけによる安否確認を行うものでございます。対象者は介護保険制度の認定を受けている70歳以上の高齢者だけの世帯で身近な人の協力を得ることができない市民の方、また2級以上の障害手帳を所持している単身者で身近な人の協力を得ることができない市民、以上のことと同等の困難性が認められる市民の方というような内容がありまして、そのように高齢者また体の悪い方にこのふれあい収集の事業を実施されているとお聞きをさせていただきました。本市においても、高齢化率も平成27年では国勢調査における65歳以上の人口の割合が26.5%、決して高くはありませんが、よく市民の方からは今はまだ頑張っているけど、今後は心配なのだというお声をよく頂戴いたします。特にこの山麓線から上の地域では坂も多く集積場まで遠く、高齢のため、わざわざ他市からお嫁さんがごみを出しに来られるという話もお聞きをいたしました。生活応援サポーターの制度も活用しつつ、ふれあい収集のような制度も活用し、高齢者にとっても住みやすいまちと言っていただけるような安心なまちづくりのためにもこの制度の構築をお願いしたいと思いますが、市長のご見解を求めます。

吉村議長 阿古市長。

阿古市長 議員のご質問にお答えいたします。議員の方から、一応こういう香芝のふれあい収集の提案と申しますか、いただきましたので、原課の方で葛城市でできるのかどうか、まず今、現状の中で確認させました。そうすると、収集の仕方が、香芝市さんと葛城市とは違うんですね。香芝市さんの方はどちらかというと、まだ分別が余り細部にわたってされていない状況での収集をされているので、時間的な余裕もあるんですけども、今現在の葛城市の状況は非常に分別が非常に細部にされておりまして、一週間通じましてあいてる時間帯が実はないんですよ。それで、なおかつ今ステーション方式をとってる中で、もうその時間が張りついているという状況ですので、香芝市さんのやられてるやり方がそのままいけんのかということに

なりますと、ちょっと現場では難しいなというような一応報告をもらってます。それで、これはやはりごみということだけではなくて、福祉全般の施策として行政としてどこまでやるのやという、その議論の中で消化していかなあかんのかなと思います。今、ご紹介させていただきました生活応援サポーターというやり方も含めて、介護保険制度の中でもいろいろな使える、それがただ収集の時間帯があったりして難しい場面もあるんですけども、福祉施策の全体の中で一回考察をさせていただきたいと思います。やるんやったら、どういう形でできるのか、いや、できないのかという、その辺の考察をまずさせていただきたいと思います。以上でございます。

吉村議長 内野君。

内野議員 市長から考察をしていくということで、どうかよろしく願いをいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

吉村議長 内野悦子君の発言を終結いたします。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は3月23日午前10時から再開いたしますので、午前9時30分にご参集願います。

なお、あす9日から16日までの間、各常任委員会、予算特別委員会がそれぞれ開催され、20日には旧町時代における未処理金調査特別委員会が開催されますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後4時36分